

食のコミュニケーション円卓会議

# 水産資源の管理の推進について

平成29年1月

水産庁 資源管理部 管理課

- 概要:水産資源は、適切に漁獲すれば持続的に利用できる一方、無主物なので自由競争に委ねると、漁獲競争が起こり枯渇する恐れがある。
- 我が国の多様な漁業形態や、国際的な資源・漁獲動向などを踏まえた資源管理の課題と推進方向について紹介する。

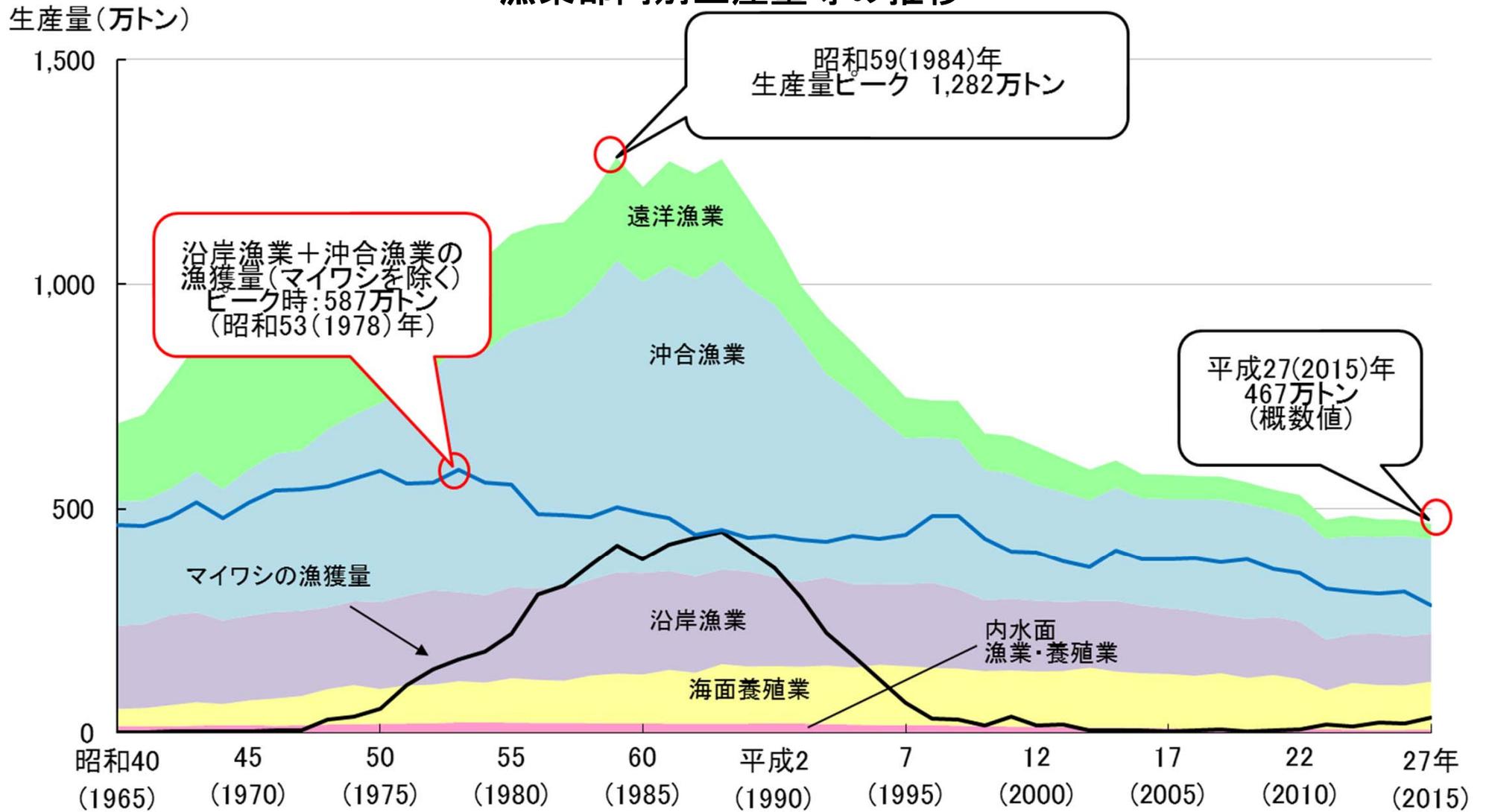
# 目次

I. 現状			
漁業生産量の推移	1	V. 資源管理方策の状況と今後の方向性	
水産資源の状況	2	資源管理手法の具体的内容	17
資源管理手法とそれを支える要素	3	資源のあり方検討会	18
		漁獲可能量制度の概要	19
II. 水産資源の特徴		個別割当(IQ)方式	21
水産資源とは	4	資源管理指針・計画体制	22
水産資源の特徴	5	マサバ、マダラ、クロマグロ、ウナギ	25
水産資源の動態	6		
我が国周辺の水産資源と漁業	7		
III. 適切な資源管理措置の基礎となる資源評価			
資源評価の精度向上	8	VI. 資源管理ルールの遵守を担保する仕組み	
		資源管理ルールの遵守の担保	32
IV. 日本の漁業管理制度		実例	35
漁業の種類	12		
日本の漁業管理の特徴	16		

# 漁業生産量の推移

- 平成27年の我が国の漁業・養殖業生産量は467万トンで、対前年比12万トン(2.5%)減。

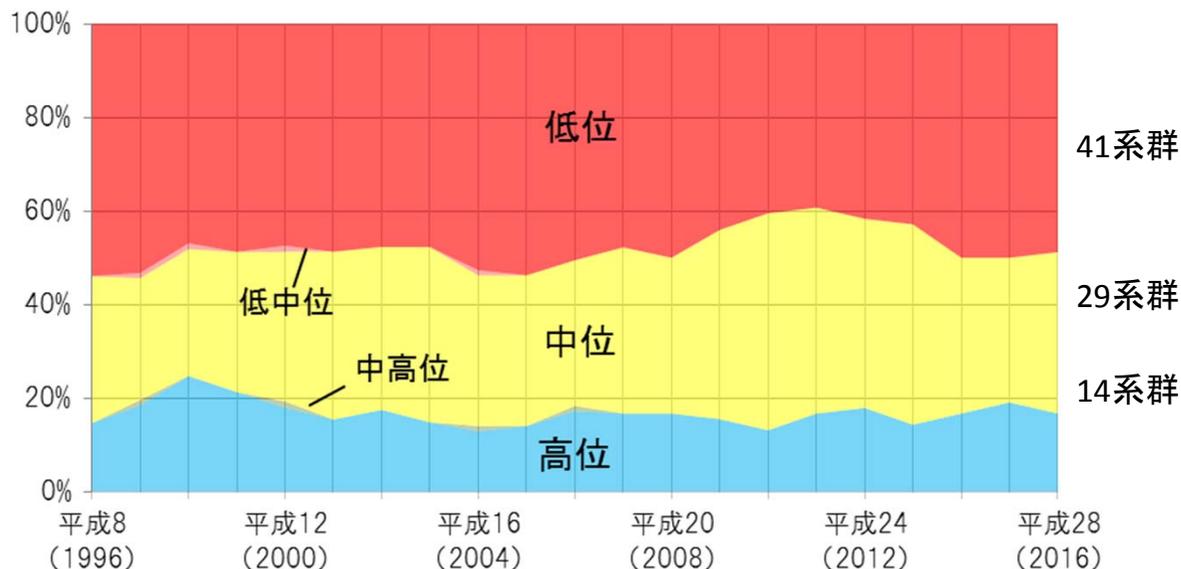
## 漁業部門別生産量等の推移



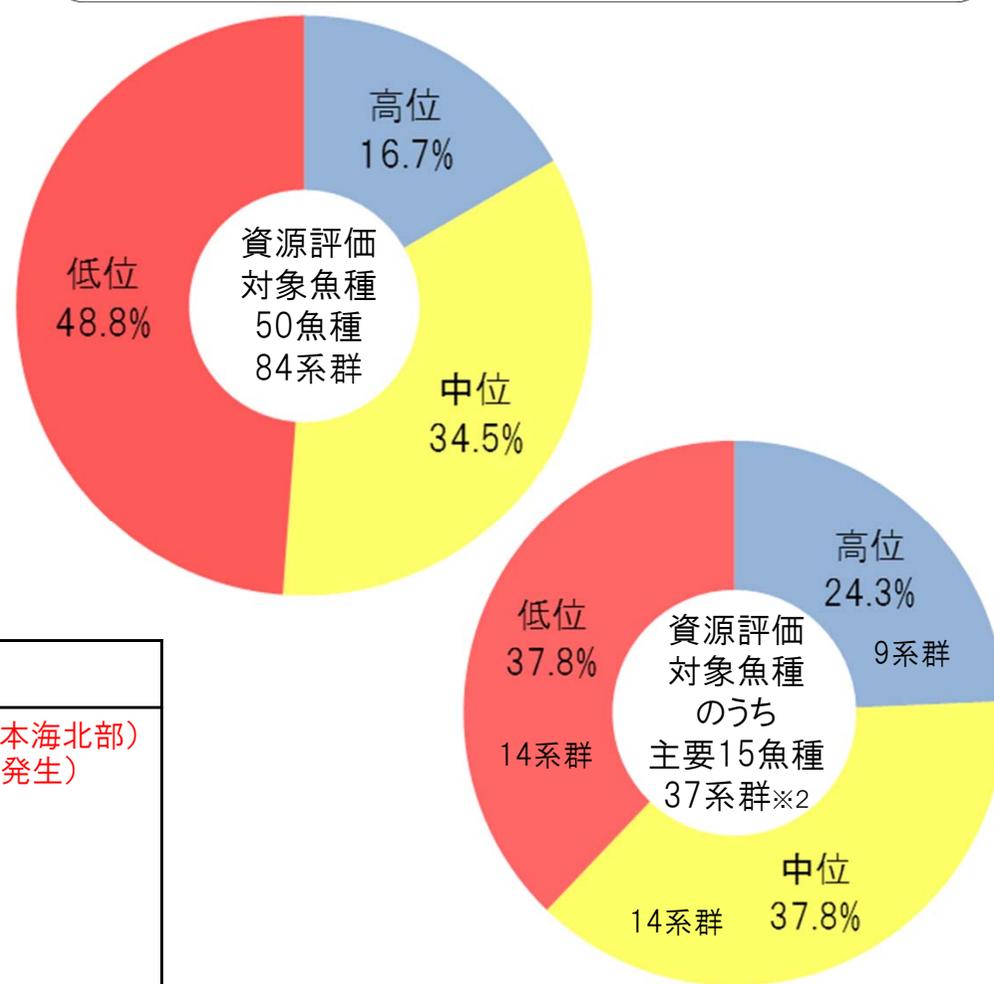
# 資源水準の状況

- ▶ 我が国周辺の水産資源(50魚種84系群)の状況は、近年は低位が4～5割、高位が2割程度、残りが中位。
- ▶ 生産の多い主要15魚種(37系群)の近年の資源水準は、6～7割程度が中位又は高位にある。

資源水準の推移



資源水準の状況(平成28年度)



主な資源の水準(※1)

高位	中位	低位
ゴマサバ(太平洋) ウルメイワシ(太平洋) マダラ ブリ マダイ(瀬戸内、日本海西部) サワラ(東シナ海) 等	マイワシ マサバ(太平洋) マアジ ズワイガニ(日本海A海域) ベニズワイガニ(日本海) カタクチイワシ(瀬戸内海) ハタハタ(日本海北部) ヒラメ(日本海西部、東シナ海) 等	スケトウダラ(日本海北部) スルメイカ(冬季発生) ホッケ トラフグ キンメダイ 等

※1: 赤字は主要15魚種(サンマは平成28年度より国際資源になったため除外)

資料: 水産庁・(国研)水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」等

※2: 主要15魚種37系群: ①TAC対象魚種(サンマ除く)、②漁獲量が1万トン以上で生産額が100億円以上の魚種、又は③生産額が10億円以上で国の資源管理指針に記載されている魚種の少なくともいずれかに該当する2魚種

# 資源管理手法とそれを支える要素

## 精度の高い資源評価

資源評価に基づく管理方策の提示

資源状況に関する正確な情報

### 【適切な資源管理手法】

#### インプットコントロール (投入量規制)

(漁業許可制)

- ・操業隻数の制限
- ・漁船のトン数制限
- ・操業期間の制限
- ・漁船の馬力制限 など

・漁業ごと、海域ごとに細かく設定

【例】

まき網漁業、底曳き網漁業、定置網漁業など

#### テクニカルコントロール (技術的規制)

(操業規制)

- ・漁具の制限
- ・漁獲物の制限
- ・操業の制限
- ・漁期の制限 など

【例】

- ・漁具: 網目拡大、釣り針数
- ・体長: 小型魚、〇cm未満魚の放流
- ・漁期: 禁漁期、休漁日

#### アウトプットコントロール (産出量規制)

- ・漁獲可能量(TAC)
- ・個別割当方式(IQ) など

- ・TAC制度: 平成8年度に導入、国民生活上、重要な7魚種を対象(サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバ及びゴマサバ、ズワイガニ、スルメイカ)
- ・IQ管理: ミナミマグロ、大西洋クロマグロ、ベニズワイガニ
- ・自主的取組: 漁船ごと、操業日あたり、海域、時期ごと等で漁獲量上限の設定

#### 公的規制(国・県) + 自主的な管理措置

資源管理指針・計画体制(H23~)

○ 資源管理計画の策定状況(H28.3末現在)

・大臣管理漁業計画数 : 14計画 (参加隻数: 1,188隻)

・知事管理漁業計画数 : 1,854計画 (参加者数: 66,386経営体)

○ 計画カバー率(参加者漁獲量の国内漁獲量に占める割合): 約9割  
(注: H28年3月末時点: 水産庁推計)

### ルールの遵守を担保する仕組み

- ・漁業者の理解
- ・漁業者による相互監視(お互いにルール遵守の意識を向上)
- ・公的機関による漁業取締(法令違反を強制的に取締り)

# 水産資源とは？

- 水産資源 (fisheries resources) :

海洋や河川・湖沼に生息する生物(水棲生生物)のうち、食料としての利用をはじめ、人間が何らかの目的で利用するもの＝**経済的な概念**

- 水産資源の多様性

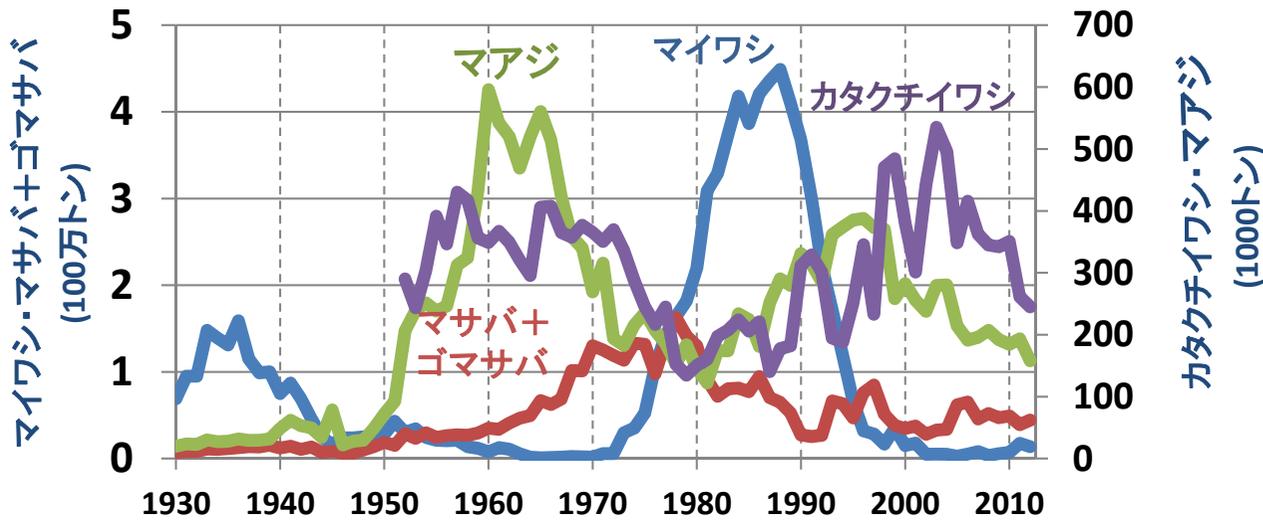
- ・食料・食用： 魚類、甲殻類、軟体動物、哺乳類、藻類・・・
- ・飼餌料・肥料： 魚類(イワシ類・ニシン類)・・・
- ・工業原料・工芸素材： 魚類(サメ皮革)、貝類(真珠)・・・
- ・観賞・観光・遊漁対象： 魚類(金魚、錦鯉)、哺乳類(イルカ)、腔腸動物(サンゴ)・・・

- 利用価値の有無、利用の可否(採捕の可否)は、時代や地域により変化

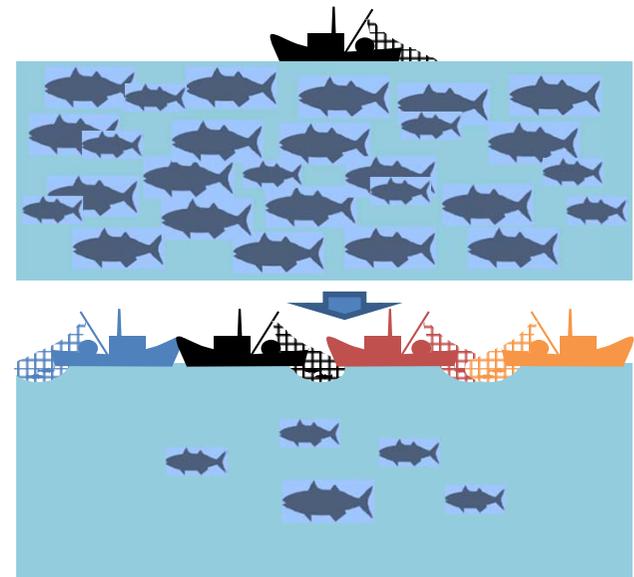
- ・漁労技術、利用加工技術の進歩による水産資源の拡大  
深海性魚類の利用(メルルーサなど)／ベーリング海のスケトウダラ(冷凍スリ身の開発)
- ・国際貿易による水産資源の拡大／減少した既存資源の代替  
カナダ太平洋岸の産卵ニシン／米国北東岸のキアンコウ／  
アフリカ、東南アジアの熱帯性ウナギ
- ・新しい機能等の利活用による水産資源の拡大  
機能性物質の利用(EPA,DHA)／“遺伝資源”
- ・代替品の出現による水産資源としての価値の低下・喪失  
海綿(sponge)／鯨油・鯨のヒゲ

# 水産資源の特徴

- 再生産性：
  - ・ 遺伝情報に基づく自己複製を通じた自律的な再生産により資源の更新が行われる → **本来的な持続可能性**
- 変動性：
  - ・ 海洋環境の変動や生態系の構造変化により、水産資源の分布・回遊、成長・生残、次世代の加入量が変化する
  - ・ 漁獲により資源量、年齢組成が変化し、再生産(加入量)に影響する
    - **資源評価や資源管理における状況把握や効果の評価・予測の困難性(不確実性の存在)**
- 無主物性：
  - ・ 水産資源は水中にある段階では無主物(共有資源: commons)である
  - ・ 漁獲されてはじめて所有権が発生する(無主物先取)
    - **先取り競争による不合理な漁獲(漁期の短縮、小型魚の漁獲)の発生**



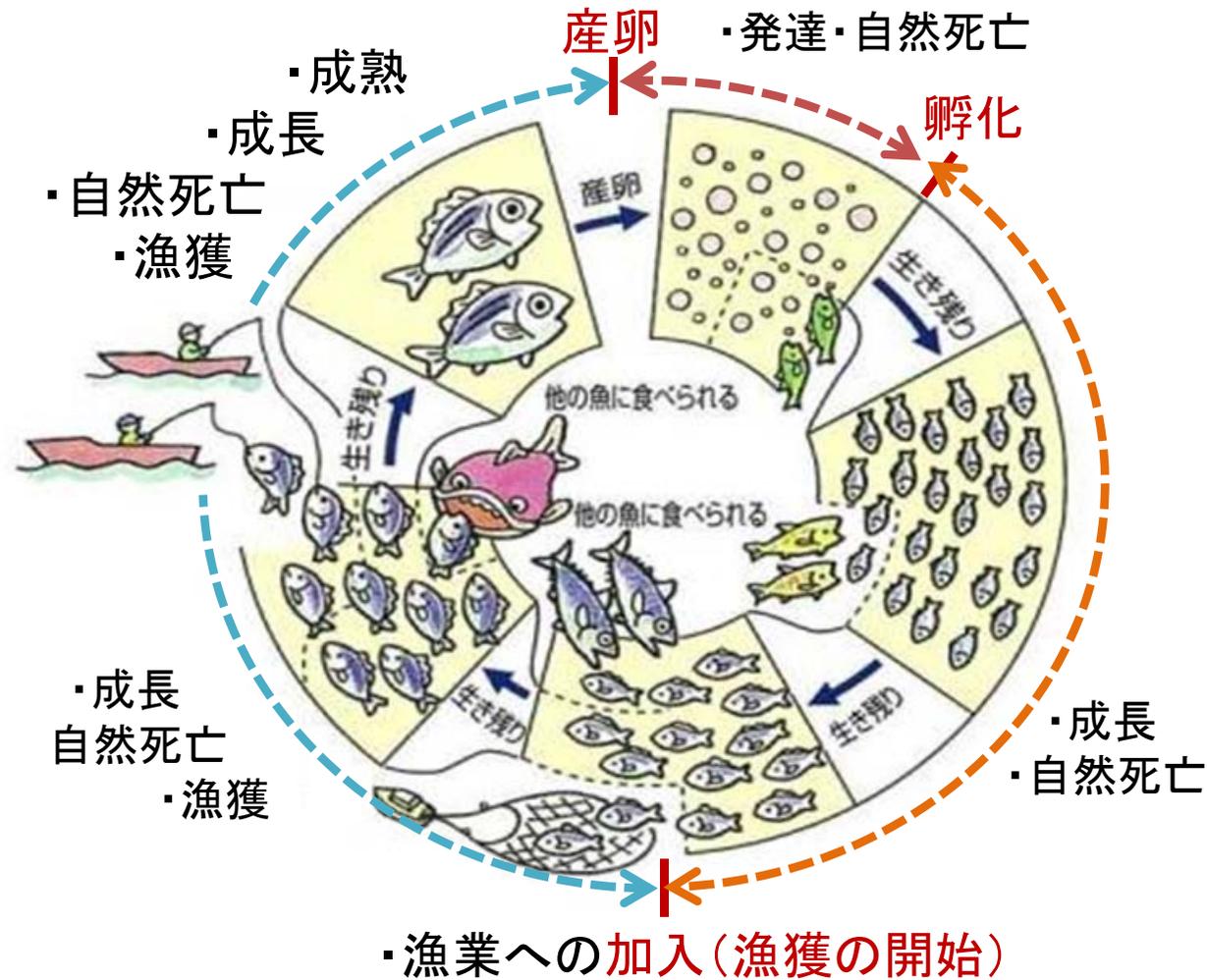
わが国における小型浮魚類の漁獲量変動



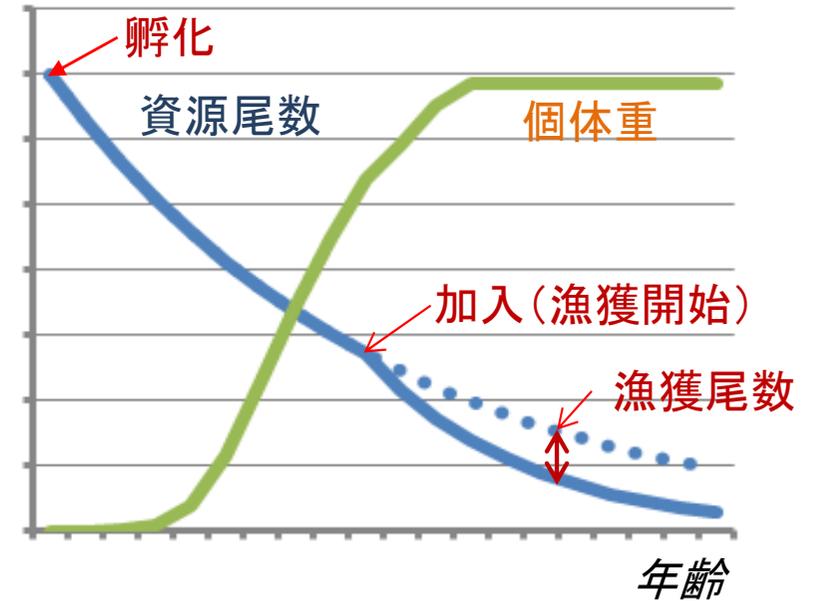
先取り競争のイメージ

# 水産資源の動態

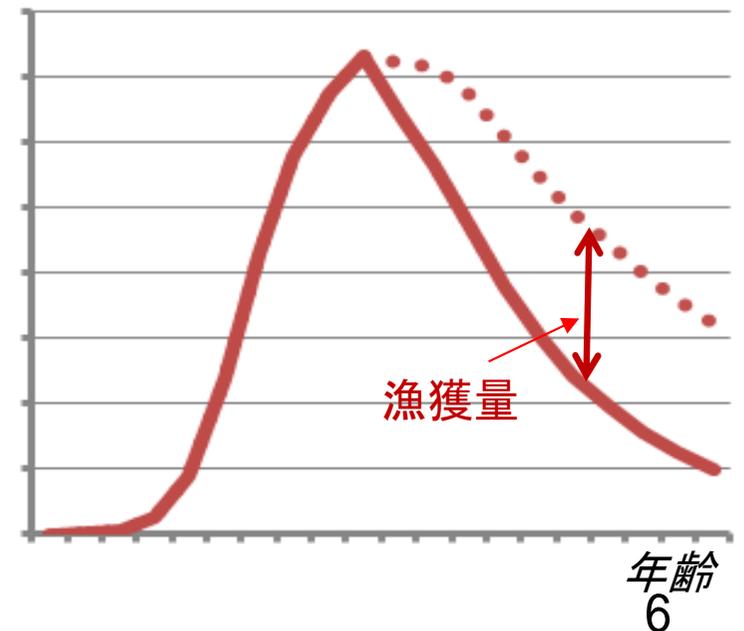
## ● ある年の加入群の尾数と重量の変化



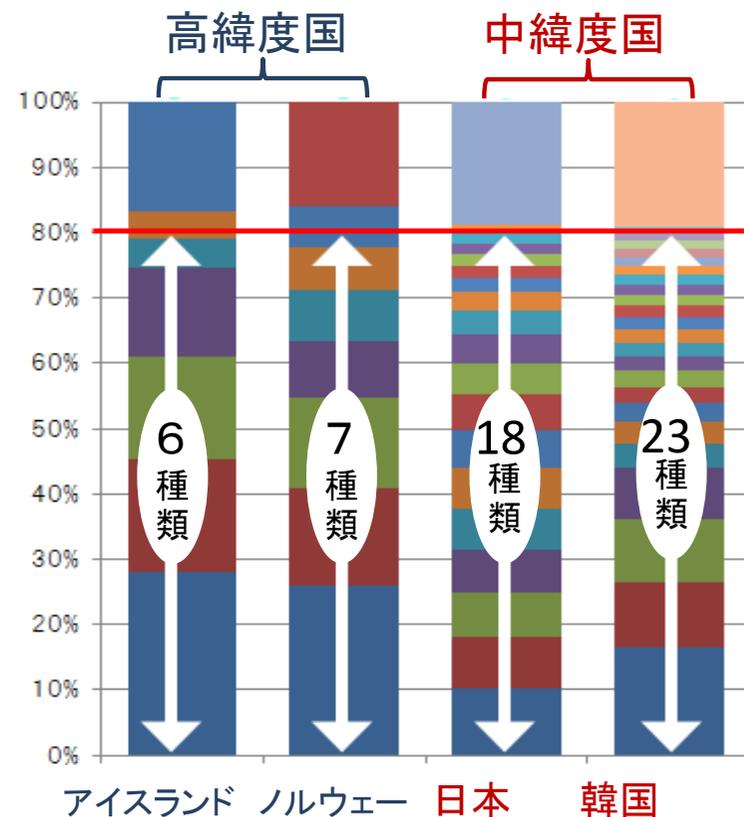
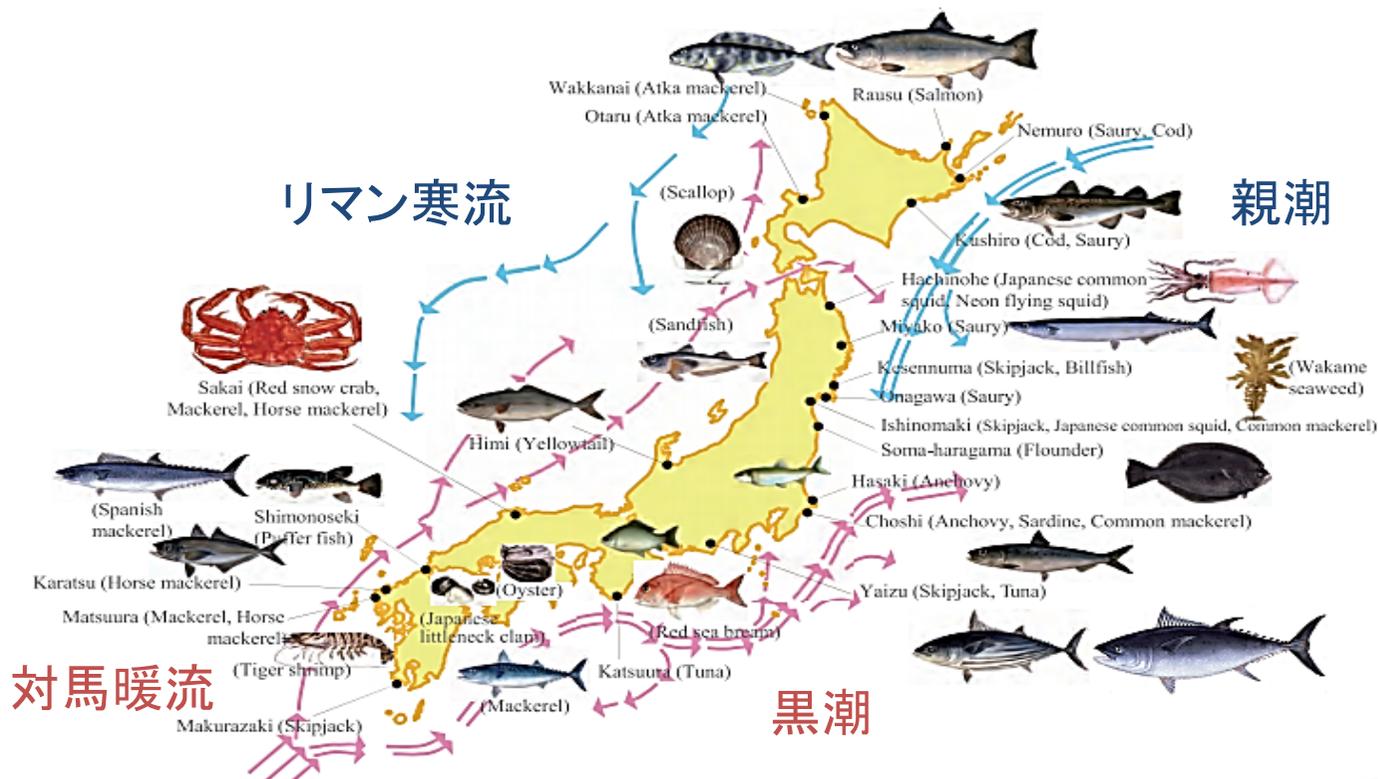
- ・尾数は孵化の時点で最大。その後は自然死亡により減少
- ・加入後は自然死亡+漁獲により減少
- ・資源量は個体重の増加が尾数の減少を上回る間は増加
- ・ある時点でピークとなり、その後は減少



$$\text{資源量} = \text{資源尾数} \times \text{個体重}$$



# わが国周辺の水産資源と漁業



- 暖流・寒流がぶつかり、変化が大きく生産性が高い海域
- 多様な水産資源が分布／多様な漁業が共存
- 地球規模での環境変動(温暖化)の進行



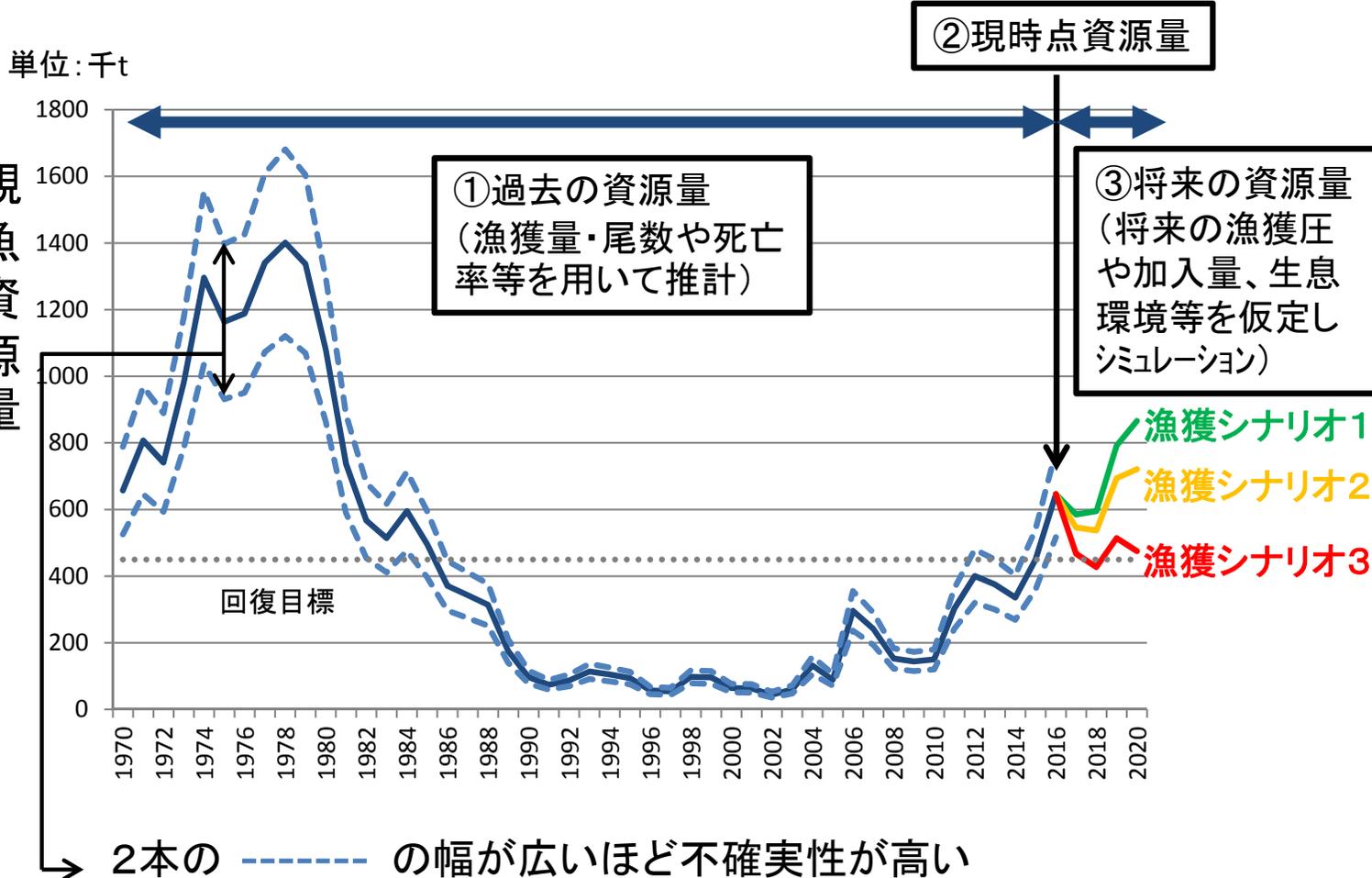
- 一つの資源を複数の漁業が利用
- 加入量の変動する一方で若齢段階から漁獲される資源の存在
- 大規模な分布・回遊を行う資源の存在
- 周辺海域や公海域における外国漁船の操業の増加

- ・世界的に見ても資源の評価・管理がむずかしい海域
- ・中緯度海域の資源と漁業に適合した管理が必要

# 資源評価の精度向上 <①資源評価の必要性>

- 「資源評価」は、「適切な資源管理措置」決定のために不可欠な基礎作業
- 「資源評価」は、過去、現在、将来のいずれもが推定であり、不確実性を内在  
→不確実性の減少による評価精度向上が重要

## 【例：マサバ太平洋系群の資源動向の推定】



## 【他の予測との比較】

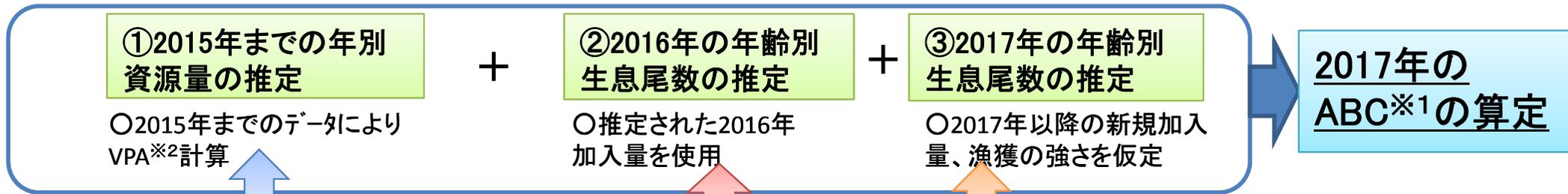
○水産資源は“見えない・移動・変動”！  
→不確実性発生の主要原因

	特性	過去の状況	将来予測
水産資源	目に見えない・移動・成長・死亡・環境による影響	推定値(過去ほど推定値に幅がある)	・推定値(将来ほど推定値に幅がある) ・継続的な調査が必要
天気予報(台風等)	移動、消長	確定値	推定値(将来ほど推定値に幅がある)
鉱物資源	移動しない 変化しない	推定値(変動しない)	推定値(変動しない)

# 資源評価の精度向上 <②資源評価に必要な作業>

- 資源評価には様々な指標や数値の把握が必要
- そのため、①漁業者からの漁獲情報、②調査船による調査データ、③実験によるデータの恒常的な蓄積と改善が必要

【2016年に2017年のABC※<sup>1</sup>（生物学的漁獲可能量）を算定するには？】



求められる指標・数値	魚の大きさと年齢の関係(成長曲線)	魚の年齢別生息尾数	自然の状態で死んでいく割合(自然死亡係数(M))	漁業によって死んでいく割合(漁獲死亡係数(F))
必要となる主要なデータの例				
漁業者からのデータ	漁獲物の標本分析(生物測定)	年齢別漁獲量・尾数	経年的な漁獲物年齢組成	年齢別漁獲尾数、努力量(操業数等)
調査船からのデータ	漁獲物の標本分析(生物測定)	現存量、年齢組成、資源量指数	標識放流試験、年齢別資源量指数	
その他(実験等)	年齢査定手法、成熟度判別手法、飼育実験	解析手法	統計解析に基づく仮定値	

新たに漁業資源となる数量(新規加入量)
0歳魚出現率・CPUE
産卵量・仔稚幼魚分布密度、現存量
飼育実験(初期生残と環境の関係)

環境が資源に与える影響
水温、塩分、溶存酸素、潮流等
シミュレーションによる検討

不確実性の要因
・漁獲魚のサイズ(年齢)の偏り ・漁場形成の偏り ・漁獲量の精度(特に、外国漁船による漁獲)
・調査バイアス 海洋環境の変化
・統計的に仮定したMと実際の違い ・実験環境と実際の海洋環境の違い

※<sup>1</sup> ABC(生物学的漁獲可能量): Allowable Biological Catch

※<sup>2</sup> VPA(コホート解析): Virtual Population Analysis

# 資源評価の精度向上 <③資源評価対象種と評価レベルの状況>

- 魚種・系群により資源評価レベルは異なる
- 資源量の推定ができるものもあれば、水準・動向の把握にとどまるものもある
- 科学的観点から、資源量の推定が可能な魚種数を増大させるべき。しかし、全てをこのレベルに引き上げるのは費用面、体制面により非現実的(利用実態・重要度を考慮した政策的判断が必要)
- なお、同一レベルでも精度向上のためには不確実性解消のためデータの更新・継続的調査が不可欠

高 ↑ 情報量	資源評価のレベル		系群数	例	レベルを向上するための課題
	資源量の推定が可能 (計36系群) ○VPA: 29系群 ○調査船調査による推定: 7系群	「最低限維持すべき水準」が設定済	27系群 (TAC魚種等)	マイワシ、マアジ、マサバ、ゴマサバ、スケトウダラ(日本海北部系群、太平洋系群)、スルメイカ、ズワイガニ(日本海系群)、カタクチイワシ、マダイ 等	環境変動による加入量等への影響の把握 (→将来予測の精度向上)
		「最低限維持すべき水準」が未設定	9系群	サンマ、マダラ・キチジ・ヒラメ・ヤナギムシガレイ(太平洋系北部系群)、ブリ、トラフグ 等	さらに長期にわたり再生産関係(親魚量と加入量の推定)の把握を継続
資源量の推定ができず、水準・動向把握にとどまる		48系群	スケトウダラ(オホーツク海南部、根室海峡)ズワイガニ(オホーツク海系群、北海道西部系群)ホッコクアカエビ、ヤリイカ 等	・標本分析の実施(年齢-体長-体重-成熟の関係の把握) ・漁獲物の年齢別漁獲量・尾数等の収集 ・資源量直接推定調査の実施 等	

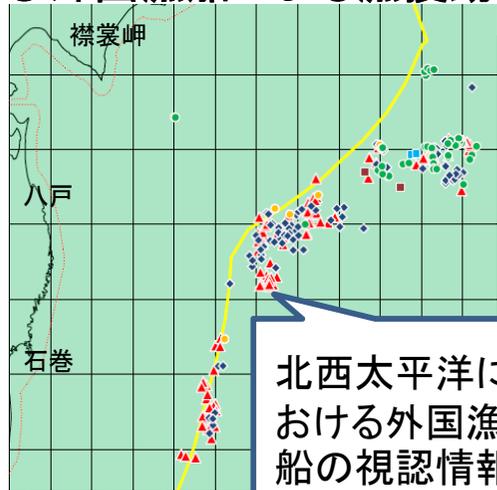
## 【資源評価の実施体制】

- (研)水研機構を中心に都道府県の試験研究機関が参加する共同研究機関により実施
- 調査船調査: 水研機構9隻、水産庁1隻、都道府県69隻

# 資源評価の精度向上 <④新たな変化に対応する必要>

- ▶ 我が国EEZ周辺で操業する外国漁船の急増  
(漁獲状況が不明→資源評価の不確実性が増大→我が国漁業者が不利益(サンマ、サバ等)  
→北太平洋漁業委員会(NPFC)での議論に向けた対応)
- ▶ 環境変動(レジームシフト)による魚種交代の兆候  
(海洋環境の変化が資源に与える影響を正確に把握する必要→マイワシ、サバ等)

## ○外国漁船による漁獲動向の把握

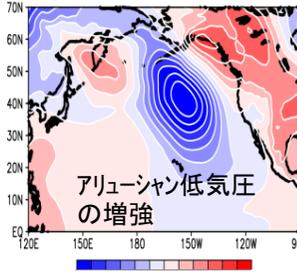
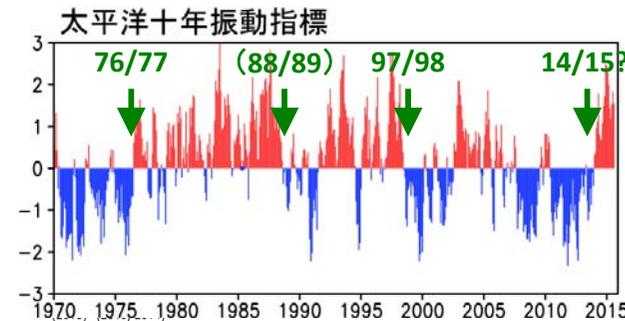


北西太平洋における外国漁船の視認情報

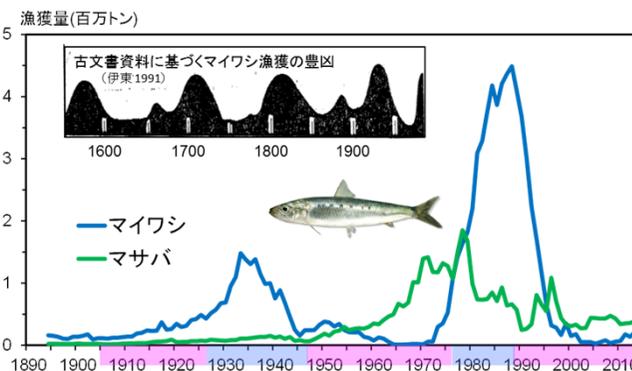
- 我が国EEZ付近でサバ等を漁獲していると見られる漁船が増加
- 回復基調のマサバ資源への影響の恐れ
- 外国との跨がり資源は、外国漁船の漁獲情報が不十分なため評価精度が低下

東シナ海の衛星画像の夜間可視光データにもとづく操業点

## ○レジーム・シフトの兆候の把握



上: 太平洋十年振動指標  
下: 2015年冬季海面気圧とその前5年間(2010~2014年)の冬季海面気圧差 (hPa)  
(「気象庁55年長期再計算 (JRA55)」により計算)



多くの資源で数十年スケールの地球規模での大気・海洋生態系の転換(レジーム・シフト)と同期して資源変動が発生

- 過去にもレジーム・シフトにともない、主要魚種の資源動向が大きく変化
- 海洋環境や資源変動の調査を強化する必要

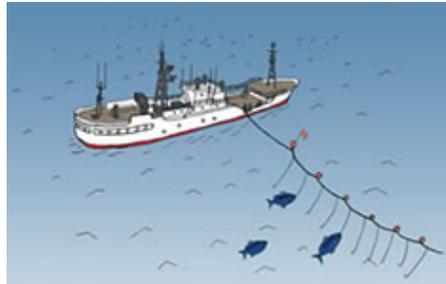
## 遠洋漁業

世界の海が漁場。船上生活はおおむね50日から1年にもおよぶ。



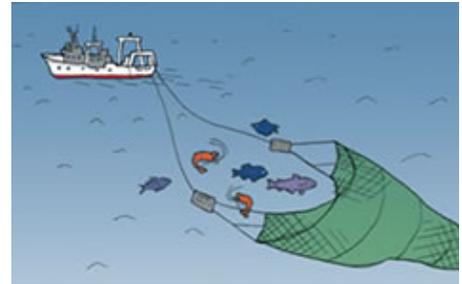
### 遠洋カツオー本釣り漁

主に赤道付近の南太平洋と東の北大西洋が漁場



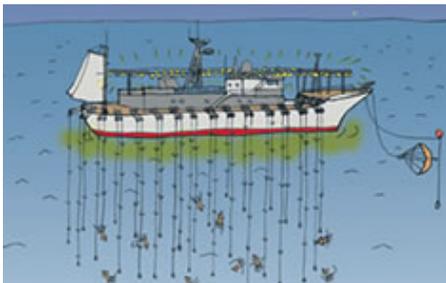
### 遠洋マグロはえ縄漁

いまやマグロは世界的人気。資源保護と日本の伝統漁で新たな視点が求められてる。



### 遠洋トロール漁

ハイテク機器搭載の船上加工工場。資源管理も徹底しつつある。



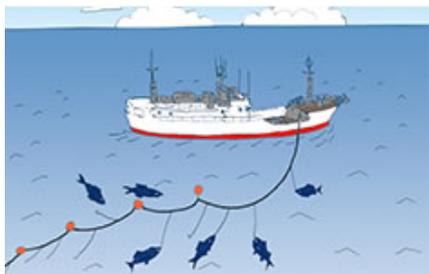
### 遠洋イカ釣り漁

巨大な加工船がペルー沖など世界の海を渡っていく。

## 沖合漁業

日本の200カイリ水域が中心の漁場となる。

獲る魚や漁法の種類によって、操業日数は日帰りから1ヶ月ぐらにの幅がある。



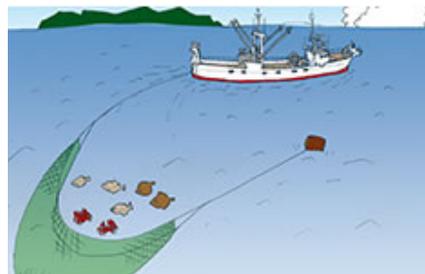
### 近海マグロはえ縄漁

漁場は北西洋と南大西洋のミクロネシアやマーシャル諸島、ソロモン諸島付近。



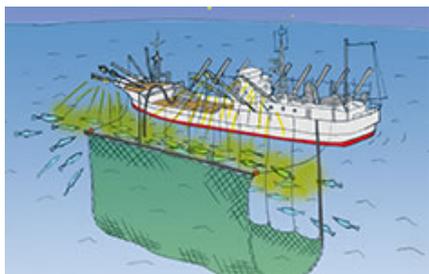
### 大中型まき網漁

日本の二百海里水域内。



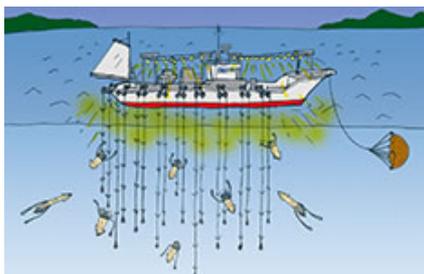
### 沖合底曳き網漁

漁場は日本の二百海里のやや沿岸より。



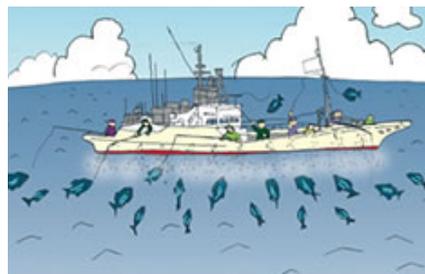
### サンマ棒受け網漁

千葉県以北の大西洋側沖合で、漁の期間は7月から12月まで。



### 沖合イカ釣り漁

太平洋と日本の二百海里内を、イカの動きに合わせて移動する。



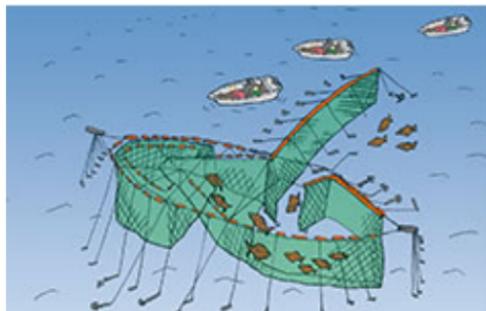
### 近海カツオ一本釣り漁

釣竿で頭上に跳ね上げ針をはずす、「跳ね釣り」が主流。

# 沿岸漁業

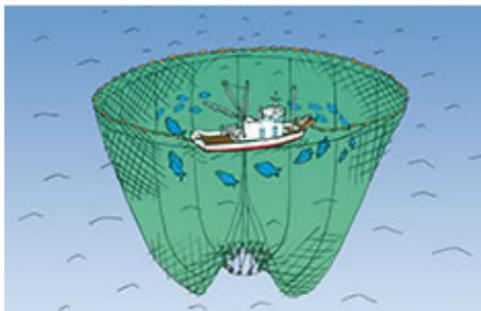
沿岸部で古くから行われてきた漁のかたちを受け継ぐ。

さまざまな漁法があり、獲る魚の種類も多彩。漁場が近いため日帰りが基本。



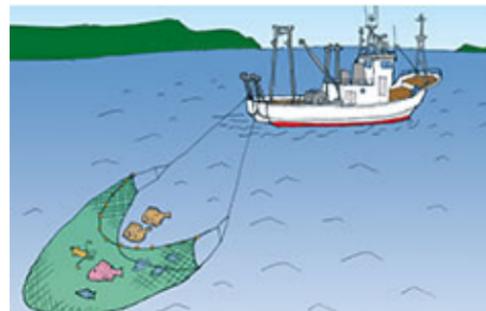
## 定置網漁

自然の恵み、魚たちの習性を肌で感じる「待ちの漁」



## まき網漁

魚の群れを探し、網で囲い込んで獲るまき網漁。



## 小型底曳き網漁

船で袋状の網をきいて多彩な魚を獲る。



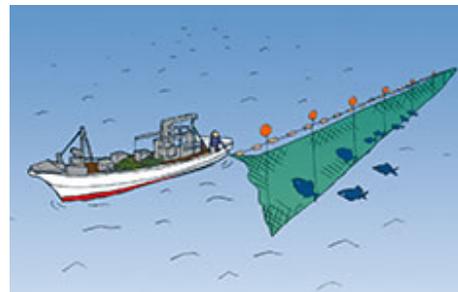
### 釣り漁

魚の原点、海に生きる醍醐味あふれる漁法。



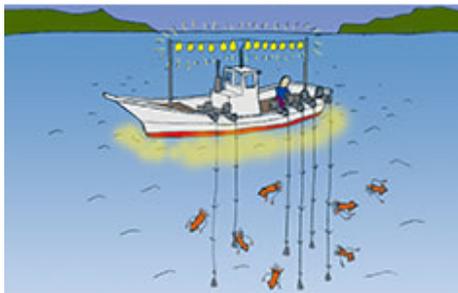
### 養殖業

魚を育て、需要期に安定的に魚介類を供給する。



### 刺網漁

魚の通り道に網を仕掛けてからませる、古くからの漁法。



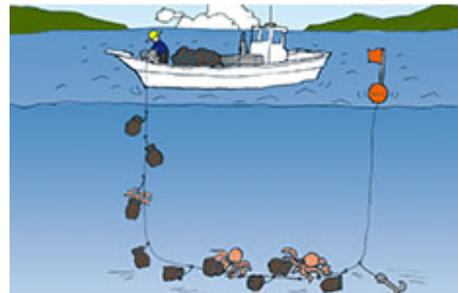
### 沿岸イカ釣り漁

光に集まるイカの習性を利用してライトを照らしながら漁をする。



### 採貝・採藻

海に潜ったり、船の上から人の手によって貝類が海藻類をとる漁。



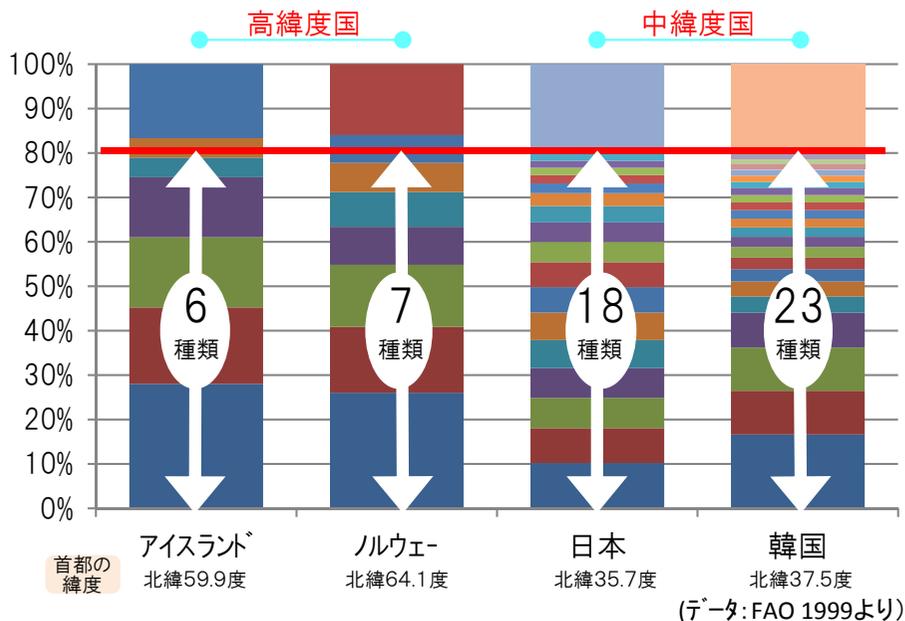
### タコつぼ漁

岩陰にひそみしがみつクタコの習性を利用した漁法。

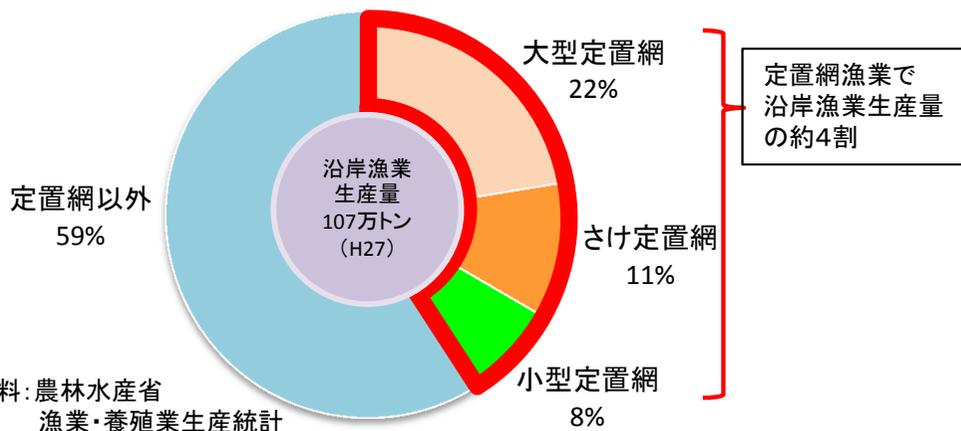
# 日本の漁業管理の特徴

● 我が国周辺水域は、世界の海の中で魚種の多様性が極めて高い海域。このような海域特性の下で古くから営まれてきた日本の漁業は、諸外国に比べ漁業者数及び漁船数が極めて多く、小型漁船の割合も極めて高いという特徴。また、我が国においては魚種選択性の低い漁法である定置網が主要漁業であるという特徴。

全漁獲量の8割を占める魚種数の比較(平成23年)



我が国沿岸漁業に占める定置網漁業の割合(平成27年)



各国の漁業の構造

国名	漁業者(人)	漁船数(隻)	25トン以下の漁船比率
アイスランド	6,300	826	0.63
ノルウェー	22,916	8,664	0.89
デンマーク	4,792	4,285	0.86
イギリス	19,044	9,562	0.82
フランス	26,113	6,586	0.78
カナダ	84,775	18,280	0.74
ニュージーランド	2,227	1,375	0.74
スペイン	75,434	15,243	0.76
アメリカ	約290,000	27,200	0.53
韓国	180,649	50,398	0.90
<b>日本</b>	<b>278,200</b>	<b>219,466</b>	<b>0.98</b>
オーストラリア	13,500	約5,000	N. A.

資料: (独)水産総合研究センター牧野光琢  
「日本漁業の制度分析 漁業管理と生態系保全」(2013)に基づき水産庁で作成

# 資源管理手法の具体的内容

## 行政による公的管理

## 漁業者の自主的管理

(自主的又は公的規制への上乗せ)

漁船・海域等の制限  
(インプットコントロール  
: 投入量規制)

- ・操業隻数の制限
- ・操業期間の制限
- ・漁船の大きさ(トン数、馬力)の制限
- ・漁具・漁法の制限(使う漁具の種類  
の制限など)

(関係法: 漁業法、水産資源保護法、都道府県漁業調整規則)

- ・操業隻数の上乗せ制限
- ・操業日数の自主的制限
- ・操業回数 of 自主的制限
- ・操業時間の自主的制限
- ・自主的なグループ操業
- ・漁具・漁法の上乗せ制限(使う漁具の種類  
の制限など)

漁具等の制限  
(テクニカルコントロール  
: 技術的規制)

- ・漁具の大きさ・数の制限(網目のサイズ  
など)
- ・獲ってよい魚の種類  
の制限(魚種、最小・最大サイズ、雌雄等)

(関係法: 同上)

- ・漁具の大きさ・数の上乗せ制限(網目のサイズ、カゴ・釣針の数など)
- ・獲ってよい魚の種類の上乗せ制限(魚種、最小・最大サイズ、雌雄等)
- ・自主的な漁場の制限(産卵場、稚魚の育成場などを禁漁区・保護区に設定等)
- ・自主的な漁場移動(小型魚保護)

漁獲物の制限  
(アウトプットコントロール  
: 産出量規制)

- ・全体で獲ってよい魚の量の設定(TAC)
- ・漁業者・船ごとで獲ってよい魚の量の設定(IQ方式など)

(関係法: 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律)

自主的な取組として

- ・操業日あたりの漁獲量上限の設定
- ・個別(自主的IQ)、海域ごと、時期ごと等で獲ってよい魚の量の設定

# 資源管理のあり方検討会

## 概要

効果的な資源管理に向け、IQ方式導入の効果検証等を実施するとともに、漁業者等が行う資源管理計画の評価・検証、他魚種転換等の経営多角化等を支援します。

## 資源管理のあり方検討会とりまとめ(平成26年7月1日)

### 資源管理施策について

- ・資源評価の更なる向上に向け、データ収集強化を検討しつつ、海洋環境と資源変動の関係を解明
- ・TAC=ABC(生物学的漁獲可能量、Allowable Biological Catch)を原則とし、TACを補完する管理措置や漁業者への影響緩和も検討
- ・IQ方式の活用のため、実施可能な魚種・漁業種に対して試験的に同方式を実施
- ・資源管理指針・計画体制の効果等について漁業者自らが評価・検証を実施



マサバ



太平洋クロマグロ

### 個別魚種の資源管理の方向性

- ・マサバ太平洋系群については、大中型まき網漁業の一部漁船が本年(26年)秋を目途に試験的なIQ方式に着手
- ・スケトウダラ日本海北部系群については、TACをABCと等量か近いものとし、TAC以外の管理措置も実施しながら、漁業者の窮状緩和措置等を総合的に検討
- ・太平洋クロマグロについては、2015年以降の小型魚(30キロ未満)の漁獲上限を4,007トンとし、漁獲をモニタリングしつつ管理(例えば、沿岸漁業は全国を6ブロックに分けて警報等を漁業者等に発信し管理)
- ・トラフグについては、関係漁業者等が参画する横断的な検討の場を設け、統一的な方針の下で資源管理を推進するとともに放流効果の高い場所での有効な種苗放流等を検討

## 現在の取り組み状況

### ①マサバ(太平洋系群)

北部太平洋海区の大中型まき網漁船を対象として、26年秋より、試験的なIQに着手し、効果や課題を検証した上で、我が国の漁業実態に合ったIQ方式の利用を促進。

### ②スケトウダラ(日本海北部系群)

これまで、ABCを上回るTAC(H26:ABC6,500トン、TAC13,000トン)が設定されていたが、27年漁期(4月～翌年3月)のTACは、ABCと等量の7,400tとした。併せて、他魚種転換など経営多角化への取組の支援を含め総合的に対応。

### ③太平洋クロマグロ

27年1月から小型魚の漁獲半減に取り組んでいるところであり、引き続き、漁業者等の意見を聴き、必要に応じて管理手法を改良しながら進めているところ。

### ④トラフグ

昨年11月に、関係20府県の漁業者、行政・試験研究機関及び市場関係者等が参加するトラフグ資源管理検討会議を開催。トラフグ関係者が一体となって資源回復に取り組むことを合意。具体的な管理手法等を検討中。

# タック 漁獲可能量 (TAC) 制度の概要

- 国連海洋法条約(海洋法に関する国際連合条約)の的確な実施を確保し、漁業の発展と水産物の供給の安定に資することを目的に、平成8年度に導入。
- 漁獲可能量(TAC: Total Allowable Catch)制度は、漁獲量が多く経済的価値が高いなどの要件に該当し、TACを決定するに足る科学的知見がある魚種を対象に、国が年間の漁獲量の上限を設定することで資源管理を図る制度。

## ● 対象魚種の考え方

以下のいずれかに該当するものであって、TACを決定するに足るだけの科学的知見の蓄積があるものを指定

- ① 採捕量及び消費量が多く、我が国の国民生活上又は漁業上重要な海洋生物資源
- ② 資源状態が悪く、緊急にTACによる保存及び管理を行うことが必要な海洋生物資源
- ③ 我が国周辺水域で外国漁船による漁獲が行われている海洋生物資源

《7魚種を指定》

- ・サンマ
- ・スケトウダラ
- ・マアジ
- ・マイワシ
- ・マサバ及びゴマサバ
- ・スルメイカ
- ・ズワイガニ

## ● TACの設定

- ・農林水産大臣は、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」(以下、基本計画)を水産政策審議会の意見を聴いて、毎年策定(改定)
- ・基本計画の中で、魚種毎の中期的管理方針及び資源動向を踏まえた生物学許容漁獲量(ABC)を基礎とし、漁業の経営状況を勘案し、魚種別にTAC数量を設定。さらに漁業種類毎、都道府県毎に配分量を設定
- ・都道府県では国の基本計画に基づき、漁業調整委員会の意見を聞いた上で、都道府県計画を策定

## ● 採捕数量の管理

- ・漁業者は所属漁協などを経由して、大臣又は知事へ採捕量を報告
- ・大臣及び知事は、管理者として採捕状況をモニターし、必要に応じて助言・指導・勧告・採捕の停止命令を行う

## ● TAC対象魚種追加の検討

- ・現在、新たなTAC対象魚種としてマダラの追加を検討している。

# 漁獲可能量(TAC)制度の概要②

## 【現状】

- 漁獲可能量(TAC)を生物学的許容可能量(ABC)と等量に設定するなど、より科学的な運用に改善
- TAC対象魚種の資源や漁場形成の状況等を踏まえた期中改定を実施

## 【課題】

- 資源状況の的確な把握と適切なTACの設定・管理の継続
- 我が国の漁業の実状を踏まえたTAC対象魚種拡大やIQ方式の利用などの検討

### TAC対象魚種

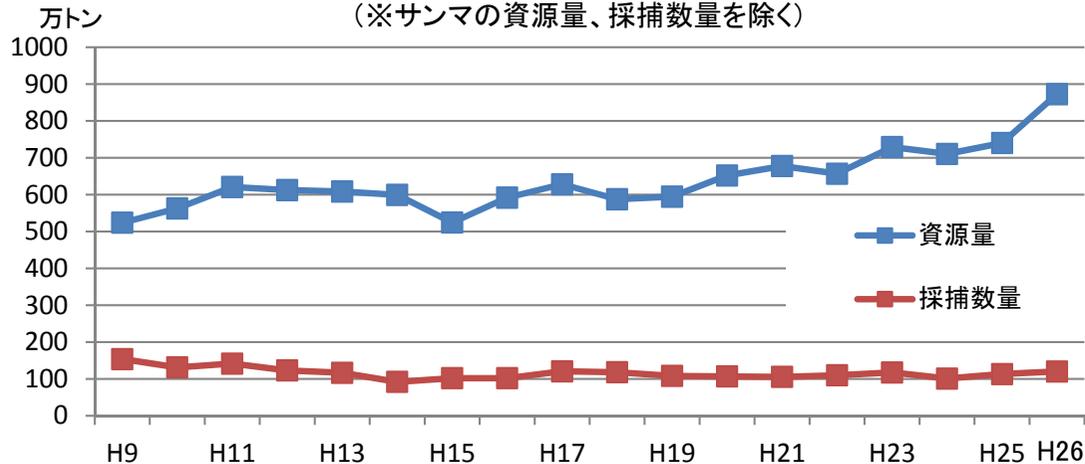
以下のいずれかに該当するものであって、漁獲可能量を決定するに足るだけの科学的知見の蓄積があるものを指定

- ① 採捕量及び消費量が多く、我が国の国民生活上又は漁業上重要な海洋生物資源
- ② 資源状態が悪く、緊急に漁獲可能量による保存及び管理を行うことが必要な海洋生物資源
- ③ 我が国周辺水域で外国漁船による漁獲が行われている海洋生物資源

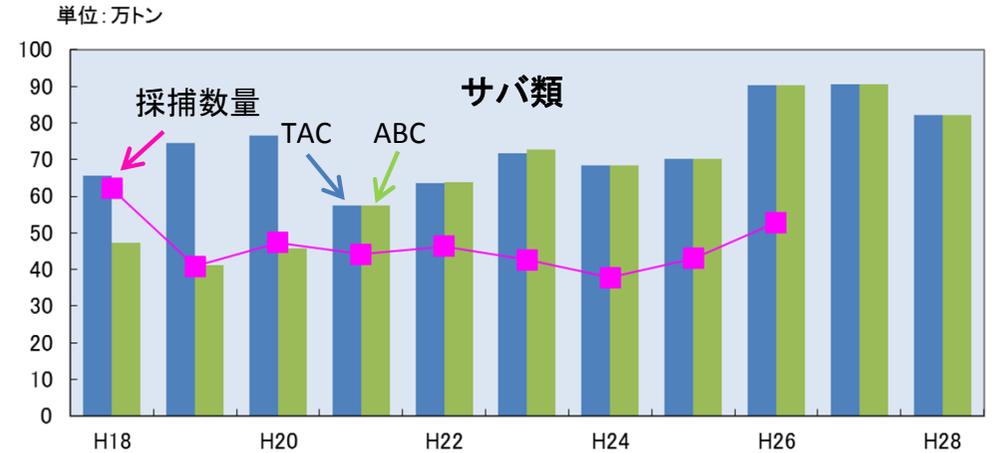
《7魚種を指定》

- ・サンマ
- ・スケトウダラ
- ・マアジ
- ・マイワシ
- ・マサバ及びゴマサバ
- ・スルメイカ
- ・ズワイガニ

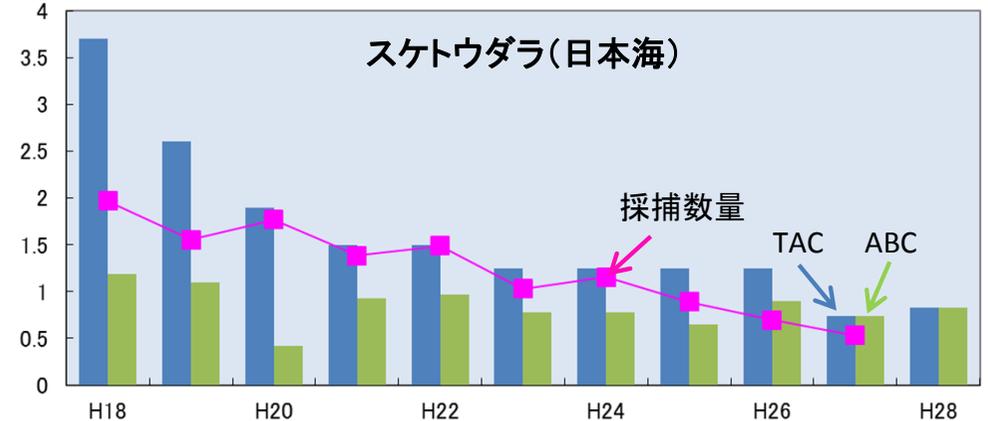
TAC魚種(全体)の資源量及び採捕数量  
(※サンマの資源量、採捕数量を除く)



### 漁獲可能量(TAC)等の推移



単位: 万トン



# 個別割当(IQ)方式

**IQ方式とはTACを漁船や漁業者毎に配分して漁獲を管理する方式。**

以下のように、効果や問題点が指摘されており、導入には特定の条件が満たされている必要。

➤ IQ方式の効果

- ・ 漁船ごとに漁獲枠を配分することにより、TACの厳格な管理を確保
- ・ 計画的な操業により、操業コストを抑えつつ、魚価を上げるための努力がなされ、漁業経営の改善が期待 など

➤ IQ方式の問題点

- ・ 限られた漁獲枠で操業するため、安価な小型魚等の投棄の可能性
- ・ IQ枠に基づく各船の自主的な計画的操業による漁獲の集中と魚価の乱高下の懸念 など

➤ IQ方式の導入の条件

- ・ 管理や配分の実施面から、対象漁船数や水揚げ港が少ないこと
- ・ 価値の高い魚(魚種・大きさ)を、獲りたい時期に、選んで獲れること(市場とのミスマッチも生じにくいこと) など

北部太平洋海区の大中型まき網漁業を対象に  
サバ類について数年程度かけて試験



これまでに平成26年10月～27年6月に5船団、平成27年10月～28年3月に全船(35船団)で実施。

(結果の概要)

- ①TAC管理の実効性が確保された
- ②約30年ぶりの大発生群(平成25年の春生まれ)である小型魚が  
漁場を占め、中・大型魚を漁獲することが困難であった

平成28年10月から3回目の試験を実施中。

(今後の方向性)

我が国においては多種多様な漁業が営まれており、一般的にIQ方式を導入することは難しく、試験的な実施とその検証等を踏まえ、段階的な活用を図ることが現実的。

そこで、現在実施中の試験の成果等を踏まえ、関係漁業者の理解を得ながら、段階的な活用を進めていく。

# 資源管理指針・計画体制①

- 平成23年度から国及び都道府県ごとに「資源管理指針」を策定し、これに沿って漁業者団体が「資源管理計画」を作成・実施する資源管理体制がスタート。
- 平成28年3月末現在の作成状況：1,868計画（大臣管理：14計画、知事管理：1,854計画）
- 漁業生産量ベースで約9割をカバー

## 【資源管理指針・資源管理計画】

### 資源管理指針

- 今後の水産資源管理のあり方について国及び都道府県が定める基本的方針
- 水産資源に関する管理方針及びこれを踏まえた具体的管理方策を記載

### 資源管理計画

- 資源管理指針に基づき関係漁業者が、漁業種類ごとに自主的に作成
- 資源管理計画の具体的内容
  - ・作成者：漁協又は漁業部会単位で作成
  - ・対象海域：関係漁業者の操業海域
  - ・対象資源：主な漁獲対象魚種を漁業者が選定
  - ・管理目標：資源管理指針に基づき管理目標（資源の増大/維持、漁獲量の増大/維持など）を設定
  - ・管理措置：目標を達成するための措置として、公的管理の他、自主的に行う管理措置を設定

## 【資源管理計画の取組内容と履行の確認】

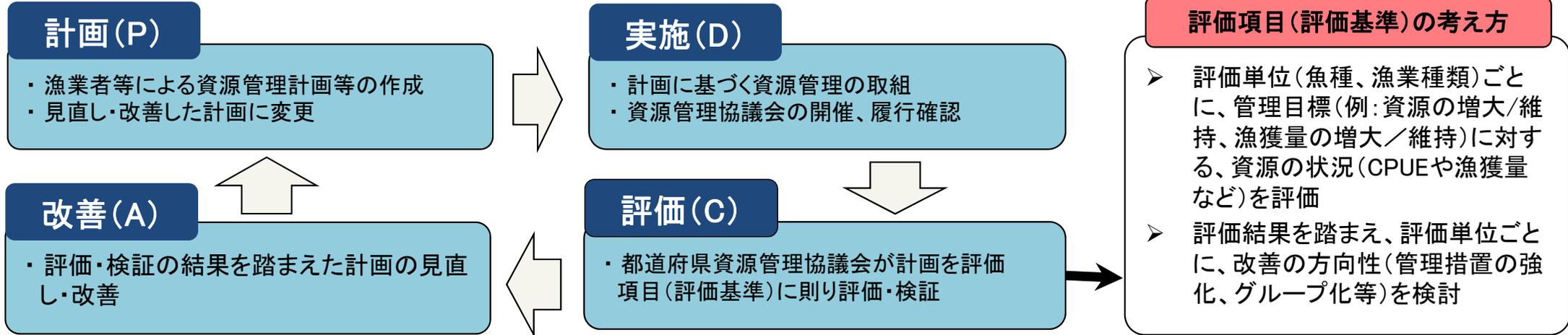
- 漁業者は、メニュー化された管理措置から取組を選択し、資源管理計画に記載。
- 自主的管理措置には、操業の自粛をともなうもの（A類）を1つ以上、A類を含まない場合は、漁具規制など漁獲努力量を削減するもの（B類）を含む2つ以上の措置（B類+B類又はC類）を必須。

A類	漁業者の操業そのものを自粛することで漁獲努力量を削減	休漁、個別割当、操業時間制限、操業日数制限 等
B類	漁業者の操業そのものを自粛しないが他の手法で漁獲努力量を削減	グループの総量上限設定、漁具規制、漁獲物規制 等
C類	資源の増大に資するもの	種苗放流、漁場整備（藻場造成など）

- 40都道府県に設置された資源管理協議会において、資源管理計画の自主的管理措置が履行されていることを確認。

# 資源管理指針・計画体制②

## 【資源管理計画の評価・検証(H27年度～)】



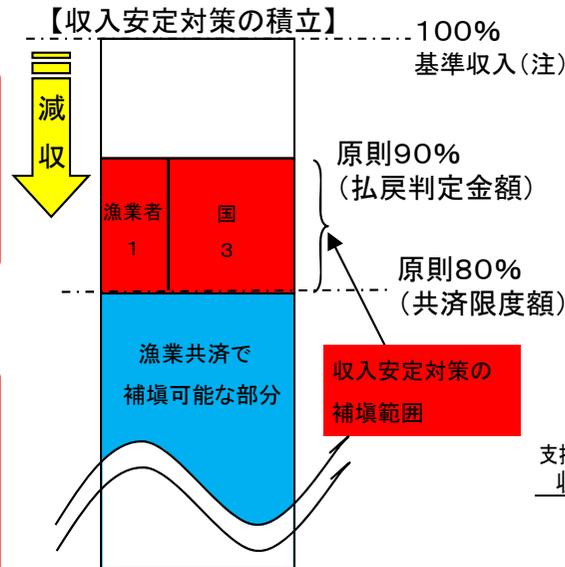
## 【資源管理・収入安定対策(積立ふらす)を活用し、計画的に資源管理に取り組む漁業者を支援】

### 資源管理への取組

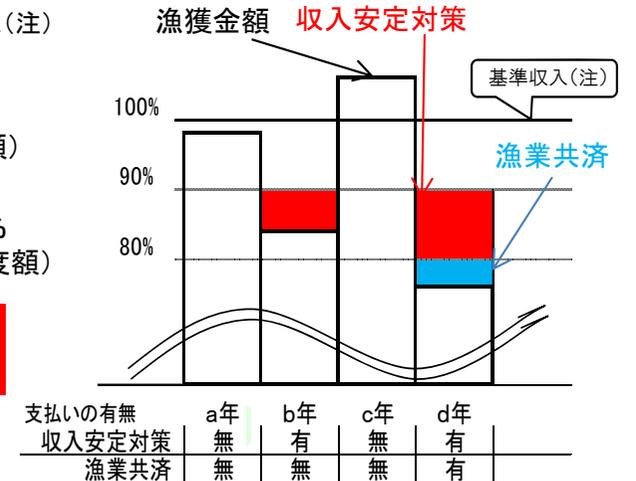
国・都道府県が作成する「資源管理指針」に基づき、漁業者(団体)が休漁、漁獲量制限、漁具制限等の自ら取り組む資源管理措置について記載した資源管理計画を作成し、これを確実に実施

### 漁業収入安定対策の実施

- ✓ 基準収入(注)から一定以上の減収が生じた場合、「漁業共済」(原則8割まで)、「積立ふらす」(原則9割まで)により減収を補填
- ✓ 漁業共済・積立ふらすを活用して、資源管理の取組に対する補助を実施



### 【収入安定対策及び漁業共済の支払い】



(注)基準収入:個々の漁業者の直近5年の収入のうち、最大値と最小値を除いた3カ年の平均値

- 強度資源管理タイプとして、通常よりも強い資源管理措置を実施する漁業者を対象として、通常タイプよりも広い範囲の減収を補填(現在、スケトウダラ(日本海北部系群)及び太平洋クロマグロを対象)

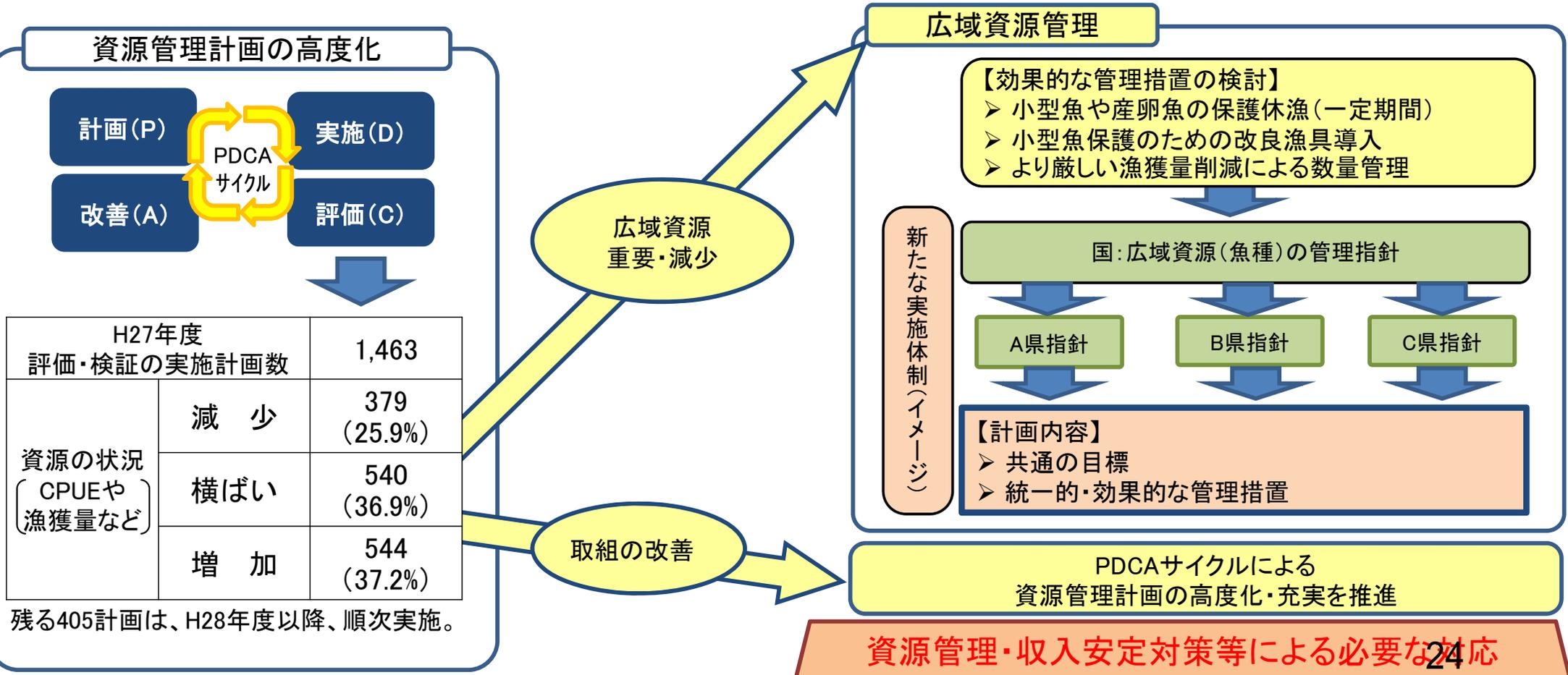
# 資源管理指針・計画体制③

## 【現状】

- 平成27年度から策定より5年目を迎える約1,400の計画について評価・検証を実施し、平成28年度に順次計画を改善
- 資源は増加(約4割)の場合:取組の充実
- 資源は減少・横ばい(約6割)の場合:管理措置の見直し・追加を指導

## 【課題】

- 複数都道府県にまたがるなど広い海域に分布し、多様な漁業者が利用する魚種や資源状況が悪化している魚種は、個々の計画による取組では効果が不十分
- PDCAサイクルにより、資源の状況に応じた管理措置の改善と継続



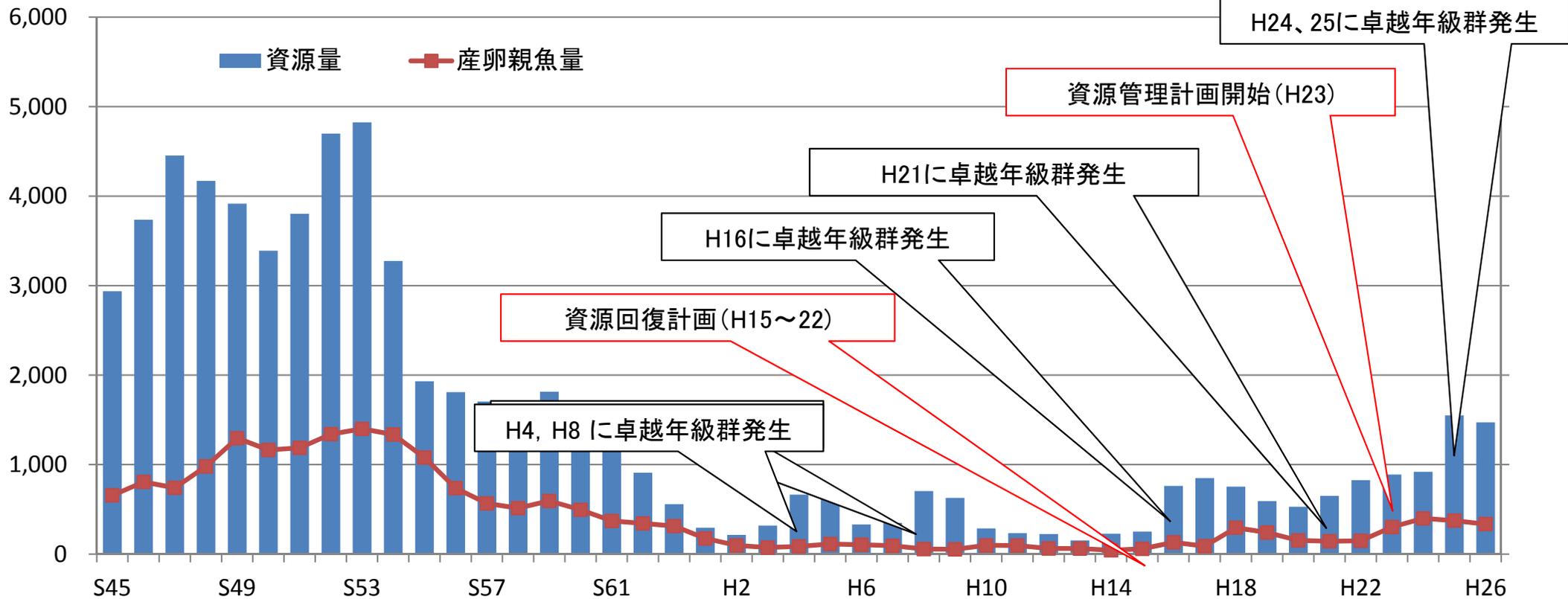
# マサバ太平洋系群の資源管理の取組について

※

- 卓越年級群が発生(例:平成4年や平成8年)しても0才、1才時点で多獲したことにより、昭和61年から平成14年までの資源水準は、低位にとどまる。
- TACによる公的管理に加え、大中型まき網漁業により「資源回復計画(平成15~22年)」及び「資源管理計画(平成23年~)」の下で休漁を行い、未成魚の時点で獲り控えることで、親魚量は平成15年に比べ約5倍に達した(休漁実績:平成26年 32回/年)

(千トン)

マサバ太平洋系群の資源量と産卵親魚(SSB)の推移



資料: H27年度我が国周辺水域の漁業資源評価(水産庁・(国研)水産研究・教育機構)  
 ※卓越年級群: 他の年に比べて特に多い加入量を持つ年級群

- 【課題】**
- 小型魚の漁獲抑制による資源回復の加速化。
  - 集中水揚げの回避による魚価の安定。



- 【試験的なIQ方式】**
- 北部太平洋で操業する大中型まき網漁船を対象として、試験的なIQ管理に着手(平成26年10月~)。
  - 操業、水揚げ等に関するデータを収集し、比較・検証を実施。

# マダラの資源管理

- マダラは、北日本を中心に広く分布し、漁獲量が多く、我が国の重要魚種の1つ
- 中期的に大きく変動している資源の安定的な利用を図るため、資源管理の高度化として、現行の資源管理措置の改善とあわせて、年間の漁獲量の上限を定めることにより、資源の安定的な利用を図ろうとするTAC管理についても検討する必要
- 新たな管理措置の導入には漁業者等の十分な理解を得る必要があることに加え、マダラを利用する地域・漁業者は様々。今後も、漁業実態等の情報収集や現場の意見を聞くとともに、漁業者等へTAC管理など資源管理の必要性等に関する十分な説明を実施しつつ、検討を継続

主な漁業種類別・都道府県別の漁獲量  
(平成26年)(トン)

合計	57,106		
大臣管理漁業	29,236		
沖合底びき網	29,230		
知事管理漁業	27,870		
刺網	15,048	北海道	15,064
はえ縄	8,289	岩手	4,126
小型底びき網	2,022	宮城	3,526
定置網	1,824	青森	2,373

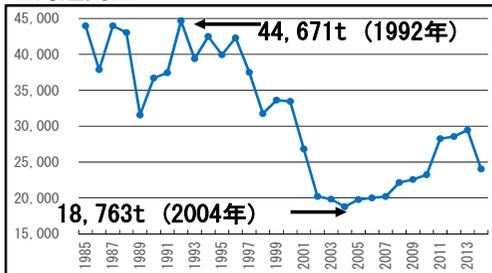
※他に漁獲実績(1トン以上)のある都道府県  
石川、新潟、秋田、山形、島根、富山、福井、茨城、京都

(これまでに把握した課題)

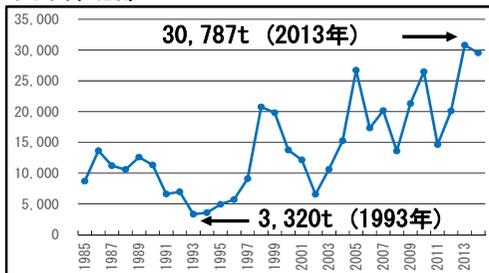
- ABCに基づくTAC制度の運用をするのであれば、よりABCの精度向上等を図る必要があるのではないか。
- 資源水準が高位にあるマダラの資源管理の必要性について漁業者の理解を得る必要があり、このために、TAC管理だけでなく、必要に応じてその他の手法をも含めた資源管理の基本的な考え方をとりまとめることが必要ではないか。
- マダラは、広域で多様な漁業が、専獲し、又は混獲しており、漁獲の偏りが生じやすく、TAC管理を行う場合には弾力的な数量管理が必要ではないか。あわせて、漁獲の少ない漁業の数量管理についても考え方を整理すべきではないか。

## 漁獲の動向

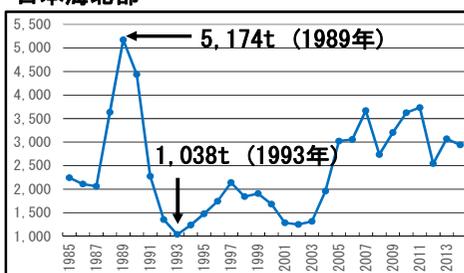
北海道周辺



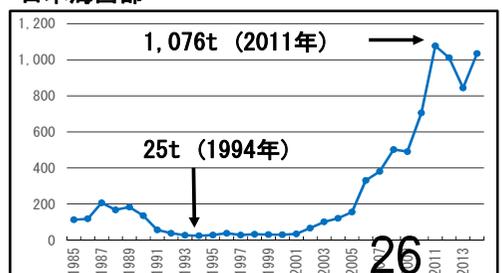
太平洋北部



日本海北部



日本海西部



# 太平洋クロマグロの取組手法

- 30キロ未満の小型魚の漁獲量を2002-2004年平均漁獲実績8,015トンから半減の4,007トンを漁獲上限とする。
- 漁業種類別の漁獲上限は最近の漁獲実績を踏まえると、
  - ① 大中型まき網漁業で2,000トン、
  - ② その他の沿岸漁業等（曳き縄、定置網等）で2,007トン。
- 大中型まき網漁業については、2,000トンを操業海区単位で管理。
- その他の沿岸漁業等については漁獲量の報告体制を整備し、2,007トンを全国6ブロックに分け、ブロックごとに上限を設けて漁獲量をモニタリングするとともに、ブロックごとの漁獲状況を各県にフィードバック。
  - ①日本海北部 506トン      ②太平洋北部 249トン
  - ③日本海西部 119トン      ④太平洋南部 253トン
  - ⑤瀬戸内海 6トン      ⑥九州西部 749トン

※このほか、近海竿釣り漁業等106トン、水産庁留保分19トン

※6ブロックは広域漁業調整委員会の区分を基本(但し、石川県は日本海北部)

# 太平洋クロマグロの資源管理

- ▶ 太平洋クロマグロは、資源状況が厳しい中、国際合意(WCPFC)に基づき、昨年1月から小型魚の漁獲量を半減
- ▶ この中で、沿岸漁業は定置網を中心に一部ブロックで枠の超過が発生したものの、全体的には枠内に収まった状況
- ▶ これらを踏まえ、第2管理期間(沿岸は本年7月から来年6月まで)からは、①定置網に全国規模の共同管理枠を新たに導入し、②更に枠の遵守を徹底するため、公的な制度(漁獲可能量)を想定した、クロマグロ型の数量管理の試験実施を行う予定

## 課題と検討方向

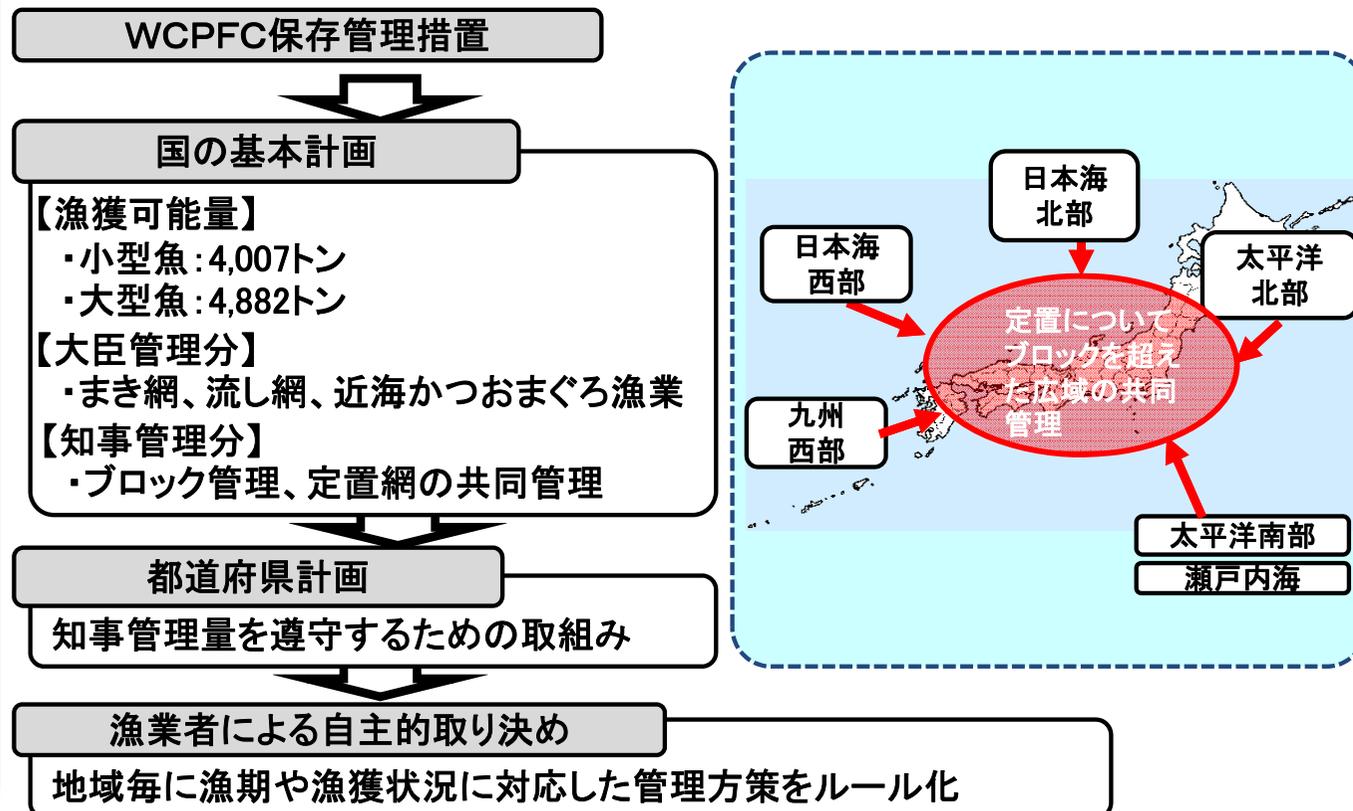
- 国際約束である漁獲上限等の遵守が必要
- 他方で、漁場の偏りにより、北を中心に漁獲枠の消化が進む状況。特に定置網について、枠を超えるなど管理が難しい



- 定置網は広域の共同管理
- その他の漁業は6つのブロック管理
- 都道府県毎に管理計画を作成。同計画に基づき、漁期や漁獲状況に対応した管理方式を検討(漁業者)

☆取組状況を踏まえながら資源管理法による管理を検討

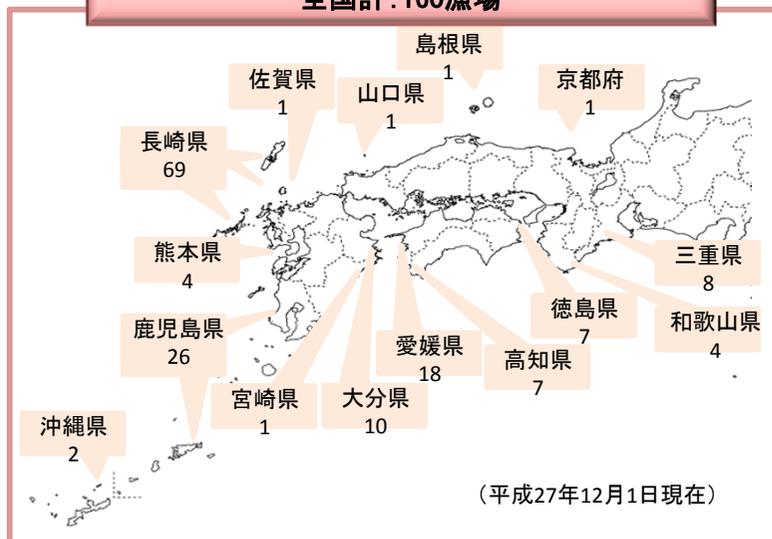
## 第2管理期間のクロマグロ型の数量管理のイメージ



# クロマグロ養殖をめぐる状況

- 近年、九州地区を中心にクロマグロの養殖生産量が増加し、平成27年の生産量は14,726トンとなっている。
- 太平洋クロマグロの資源状態が悪化していることから、天然種苗の活込尾数が平成23年より増加しないように、養殖の管理が行われている。
- 天然資源維持のため、人工種苗の生産尾数の増加と生残率の向上による養殖用種苗の確保が課題である。

## 全国のクロマグロ養殖場 全国計：160漁場



## クロマグロ養殖の管理強化 に関する大臣指示

平成24年10月26日発行

平成24年10月26日以降、

- ① 各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が平成23年から増加するような養殖漁場の新たな設定を行わないこと。
- ② 生け簀の規模拡大により各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が平成23年より増加することのないよう、漁業権に生け簀の台数等に係る制限・条件を付けること。

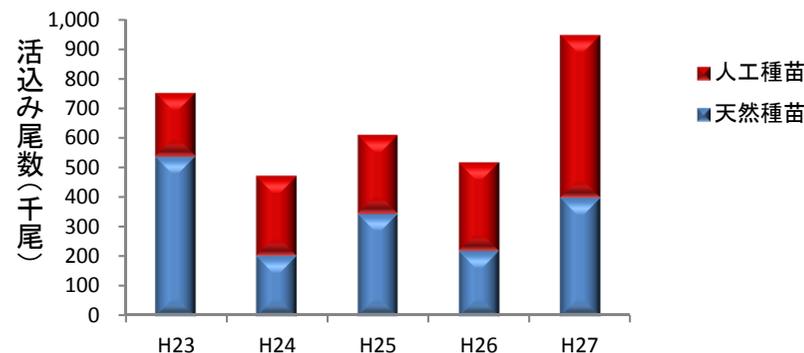
\* 人工種苗向けの漁場は、上記指示の適用外



【写真】クロマグロ養殖漁場

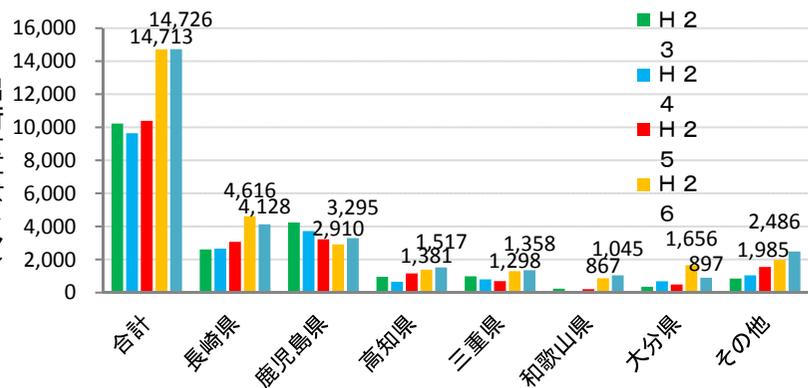
種苗活込み尾数(H27)：全国計 948千尾  
(うち、天然種苗：400千尾、人工種苗：548千尾)

※活込んだ種苗は、数年の養殖期間を経た後に出荷される。



注：人工種苗については陸上水槽で種苗生産された小型サイズのものであり、活込み後天然種苗と同サイズへ成長するまでに減耗する

## 出荷重量(H27)：全国計 14,726トン



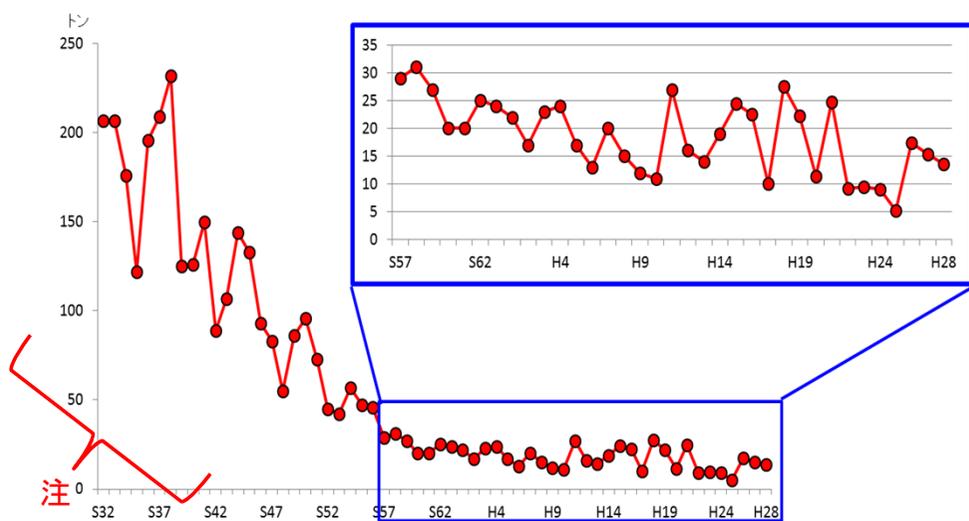
注1：その他とは、京都府、山口県、愛媛県、熊本県、沖縄県

注2：「H27」合計値の内訳は、天然種苗由来205千尾、人工種苗由来21千尾

# ウナギの資源状況等

- 国内でのニホンウナギの稚魚(シラスウナギ)の採捕量は、昭和50年代後半以降低水準であり、かつ、減少基調にある。その要因として、海洋環境の変動、生息環境の悪化、シラスウナギの乱獲が指摘されているが、特定されていない。
- 平成24年漁期(平成23年11月～平成24年10月)及び平成25年漁期においては、東アジア全域でシラスウナギが不漁となったことから、うなぎ養殖業におけるシラスウナギの池入れ量が減少するとともに、取引価格が高騰した。

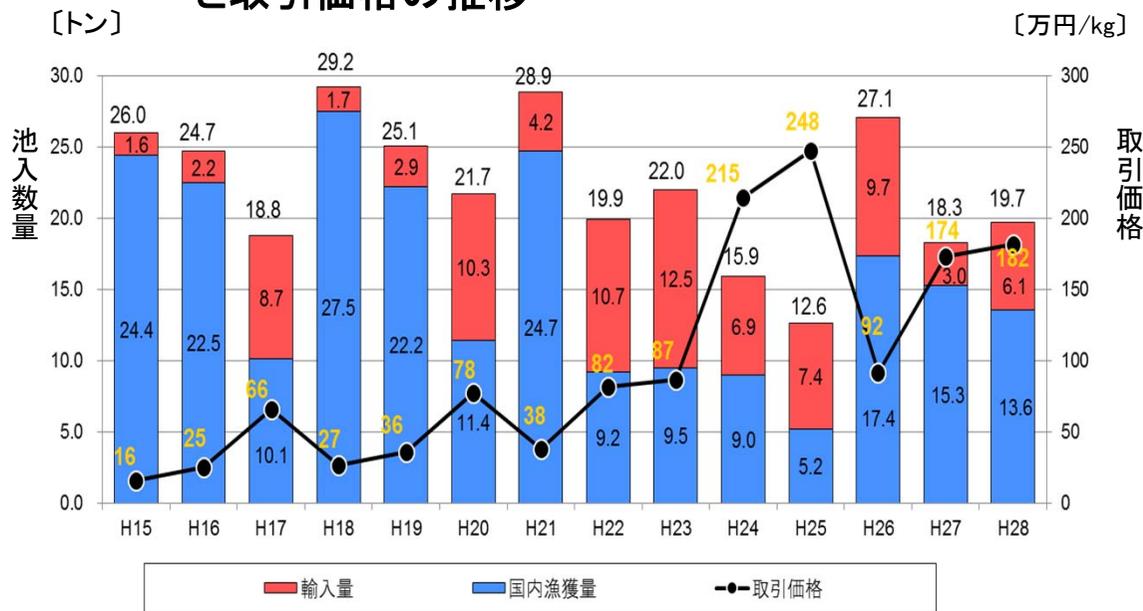
■ニホンウナギ稚魚 国内採捕量の推移



出典：漁業・養殖業生産統計年報(H15年以降は水産庁調べ)

注：クロコが含まれている可能性

■シラスウナギ(ニホンウナギ)の池入れ量と取引価格の推移



注1：各年の池入れ量は、前年11月～当該年5月までの合計値。H15～H25までの池入れ数量は業界調べ。H26～H28の池入れ数量は水産庁調べ。取引価格は業界調べ。  
 注2：輸入量は、貿易統計の「うなぎ(養殖用の稚魚)」を基に、輸入先国や価格から判別したニホンウナギ稚魚の輸入量。採捕量は池入れ量から輸入量を差し引いて算出。

# ウナギの資源管理

- ニホンウナギ資源の持続的利用を確保していくためには、国内外での資源管理対策の推進が必要。
- 国際的には、ニホンウナギを利用する日本、中国、韓国、チャイニーズ・タイペイ(台湾)間で国際的な資源管理に向けた協力を推進。
- 国内においては、これらの国・地域間で取り決めた池入れ量の制限を適切に実施するとともに、シラスウナギ採捕、ウナギ漁業についても、資源管理の対策が進むよう対応。

## 国際的な資源管理

黒潮に乗って台湾、中国、日本、韓国へ流れ着いたニホンウナギは、それぞれの河口等でそこで漁獲され養殖の種苗として利用されていることから、ニホンウナギ資源を持続的に利用していくためにはこれらの国・地域が協力して資源管理を行っていくことが必要。このため、日本がこれらの国・地域に働きかけを行い、協力に関する議論を開始。

### 共同声明概要(平成26年9月)

- (1) ニホンウナギの池入れ量を直近の数量から20%削減し、異種ウナギについては近年(直近3カ年)の水準より増やさないための全ての可能な措置をとる。
- (2) 保存管理措置の効果的な実施を確保するため、各1つの養鰻管理団体を設立する。それぞれの養鰻管理団体が集まり、国際的な養鰻管理組織を設立する。
- (3) 法的拘束力のある枠組みの設立の可能性について検討する。

平成27年2月及び6月には、共同声明を踏まえ、法的枠組み設立の可能性についての検討のための非公式協議を実施。

## 国内の資源管理

### 資源管理を三位一体で推進

#### シラスウナギ採捕

池入れ量管理に見合った採捕制限、採捕報告の義務付け等を推進

#### ウナギ漁業

産卵に向かうウナギの漁獲抑制等を推進

#### ウナギ資源の適切な管理

#### ウナギ養殖業

国際協議を踏まえた池入れ数量管理

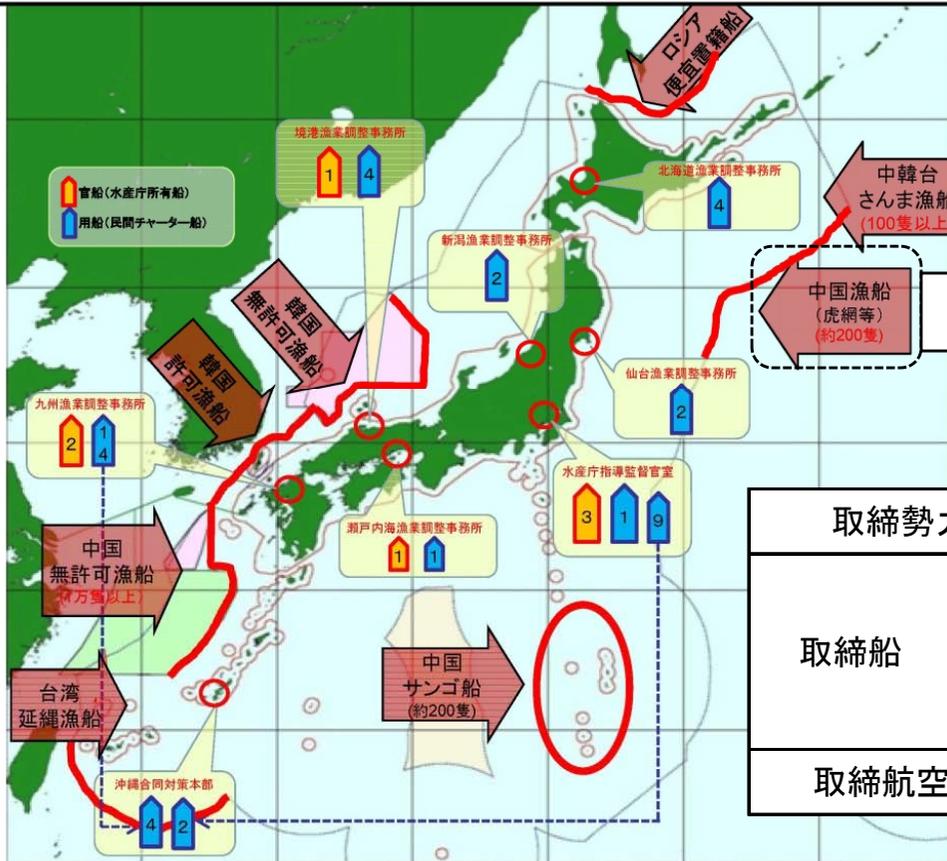
両輪で対策を推進



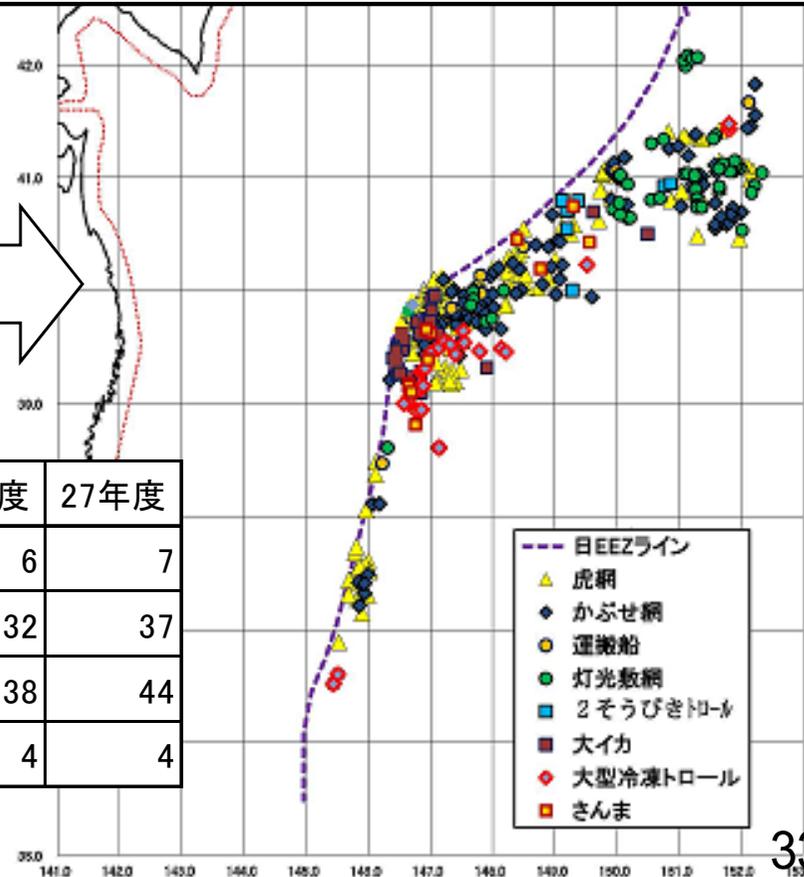
# 資源管理ルールへの遵守の担保 < 漁業取締り① >

- 漁業取締体制は、本庁及び全国6か所の漁業調整事務所、沖縄海域においては内閣府沖縄総合事務局に加え、平成26年4月、水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部を設置
- 水産庁漁業取締りの現有勢力は、取締船44隻及び航空機4機
- 外国漁船の操業は、悪質・巧妙化
- 更に、東シナ海・日本海から小笠原海域・道東三陸沖公海と、大型化しながら我が国周辺海域に広く操業域を拡大する中国船など、増加・広域化

## 広域化する外国漁船の操業



## 道東三陸沖で新たに確認された中国漁船 (平成27年)



取締勢力		22年度	27年度
取締船	官船	6	7
	用船	32	37
	合計	38	44
取締航空機		4	4

# 資源管理ルールの遵守の担保 < 漁業取締り② >

我が国周辺水域における外国人による漁業については、領海内は「外国人漁業の規制に関する法律」により全て禁止とされており、排他的経済水域（EEZ）内は「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（漁業主権法）」により規制されている。

## 漁業主権法の概要

国連海洋法条約に定める権利を的確に行使することにより、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、必要な措置を定めている。

### （１）漁業等の許可（第５条）

**外国人は、排他的経済水域においては、漁業又は水産動植物の採捕（付随行為を含む。）に係る船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければ、漁業又は水産動植物の採捕を行ってはならない。**

### （２）許可等の取消し等（第１３条）

許可を受けた外国人が法令又は制限若しくは条件に違反したときは、期間を定めて、漁業又は水産動植物の採捕の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

### （３）担保金等の提供による釈放等（第２４条）

国連海洋法条約に基づき、外国人が、我が国EEZにおいて漁業関係法令に違反して拿捕された場合において、担保金を提供することにより、拿捕された者の釈放と押収物の返還がなされる。

○ このほか、試験研究のための採捕の承認等について規定。

## 主な罰則

### 平成26年の中国サンゴ漁船事案を契機に罰則強化

- （１）我が国EEZ内における無許可操業及び禁止海域内操業：**3,000万円以下**の罰金（←1,000万円）
- （２）操業日誌不実記載：1,000万円以下の罰金
- （３）立入検査の忌避：**300万円以下**の罰金（←30万円）

【平成27年】

9月28日、水産庁漁業取締船「白鷗丸(はくおうまる)」(499トン)が、長崎県五島市所在女島灯台西約68キロメートルの我が国排他的経済水域において、中国さんご船「チオシヨユイ02435」(自称)を発見し、**漁業監督官**による立入検査を実施するため**停船を命じましたが**、同船はこれに従わず**逃走**しました。

蛇行しながら逃走する被疑船



逃走する被疑船に乗り込む漁業監督官



甲板上で発見されたさんご漁具と捜査中の漁業監督官



中国さんご船「チオシヨユイ02435(自称)」(左手前)、水産庁漁業取締船「白鷗丸」及び取締艇

このため、同船船長を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第15条の2第1項違反(**漁業監督官の検査拒否**)の疑いで9月29日拿捕しました。

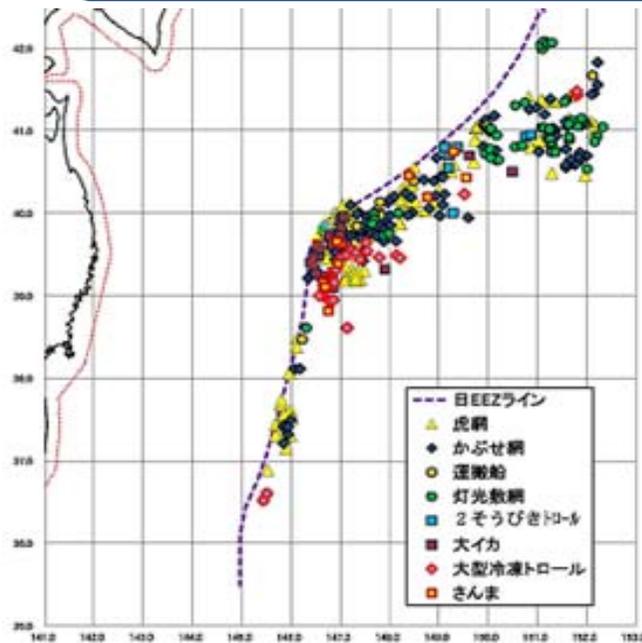
本件では、水産庁漁業取締船「いせはま」(499トン)が拿捕後の捜査支援にあたりました。

なお、9月29日、担保金の提供を保証する書面が提供されたことから、同日、被疑者を釈放しています。

また、本年の水産庁による外国漁船の拿捕は9件目(中国漁船2件)です。

# 外国漁船をめぐる最近の状況・海上保安庁との協力・連携

○新漁法の中国漁船(虎網、かぶせ網、灯光敷網)が、近年東シナ海で増加、さらに、道東・三陸沖の我が国EEZ境界線付近にも急増し、操業が活発化。これら海域の監視強化により越境操業を未然に防止。



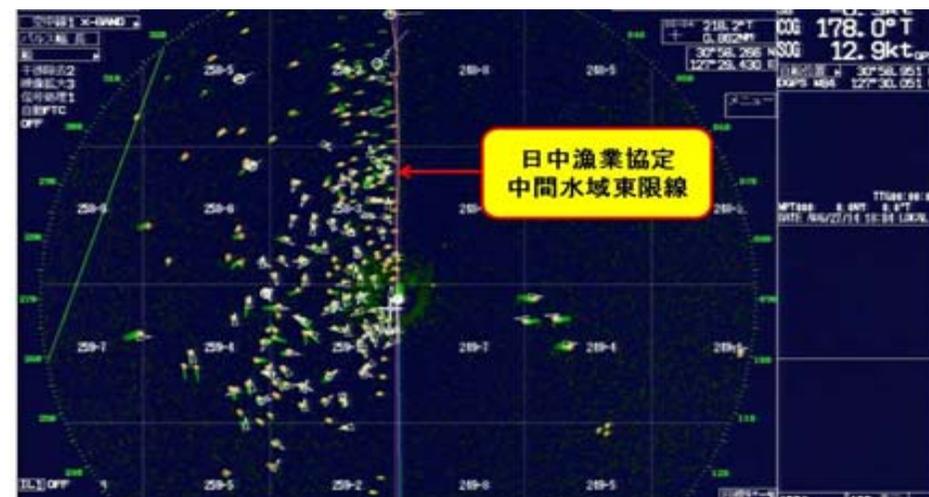
道東・三陸沖における中国漁船



中国かぶせ網漁船



中国虎網漁船



東シナ海における中国漁船の状況

## 海上保安庁との協力・連携

外国漁船に対する漁業取締りにあたり、水産庁としては、海上保安庁と協力、連携してきており、今後ともこれを強化していく。

- 地方ブロック会議(6カ所)などによる情報共有、合同取締などによる現場レベルでの連携
- 水産庁・海上保安庁外国漁船取締連絡会議(これまで11回開催)など本庁レベルでの情報共有・連携



### 違法操業などから日本の水産資源を守る

日本の排他的経済水域 (EEZ) は世界有数の水産資源を有しており、好漁場として知られています。そのため、隣接国にとっても魅力的な漁業水域であり、「海洋法に関する国際連合条約」にのっとり、日本が許可した外国船も漁ができるようになっています。しかしながら、ルールを無視した密漁や、違法操業が後を絶たないのも現状です。その取締りのため、重要な任務を担っているのが水産庁の「漁業取締船」です。

現在、漁業取締船は、水産庁本庁および全国6力所の漁業調整事務所、沖縄の内閣府沖縄総合事務局、水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部に44隻が配備され、法令遵守の指導、違法操業の摘発などを行っています。

### 一時も気を抜けない過酷な取締業務

取締船の役割について、「沖縄周辺海域における外国漁船の集中取締り」に配備中の漁業取締船「東光丸」の船長を務める巽 重夫さんに聞きました。

「取締船は主に日本の取締り海域を航行し、漁業操業を行う日本および外国漁船が漁業法令を守っているか監視します。司法警察権を持つ我々漁業監督官が、法令の遵守状況を監視、検査することによって、漁業秩序の維持・確立と違反の抑止に貢献するのが最大の目的です」

ひとたび出港すると、10日～2週間は24時間体制で取締業務に従事。事件は日没後から日の出前にかけて突発的に発生することが多く、一時も気を抜くことはできません。

東光丸に乗船している事務員の大窪朋子さんは、「日々、レーダー画面や海図を見ながら、本船の状況把握に努めている」といい、外国漁船を拿捕したときには、検察庁に送付する送致書類の作成から、写真撮影までを行うこともあるそうです。



### 小笠原諸島周辺でのさんご船取締りでも活躍

最近の大きな事件といえば、昨年秋から急増した小笠原諸島周辺の領海やEEZにおける、中国漁船のさんご密漁でしょう。東光丸も急きょ航海予定を変更し、水産庁指揮船として他の取締船と連携しながら、11月には1日200隻を超える密漁船の対応にあたりました。過去に例を見ない数の船を前に、放水銃などの装備を駆使し、状況を的確に見極めながらさまざまな排除活動を実施。大しけの夜、無灯火で逃走するさんご船に接近して退去警告を行うなど、神経を使う場面も多々あったそうです。こうした真摯な排除行動により、11月中旬にはさんご船の排除に至りました。

さて、こうした海上での違法操業に関する取締りは、海上保安庁の仕事という印象が強いかもしれませんが、海上保安庁は救命や沿岸警備の業務も兼務しているため、漁業取締りに特化していません。対する水産庁は、漁業関連法令の取締りに特化しているのが大きな特徴です。そのため、取締船の乗組員は漁業調査船の乗船経験者など、魚種ごとの漁法や漁具に精通しています。そうした彼らの経験が、立入検査などの現場で、適正かつ厳格な漁業取締りにつながっているのです。

「これからも我々水産庁漁業取締船は日本全国の海を航行し、日本の水産資源の管理のため、漁業者や国民から信頼される漁業取締りを実践していきます」(巽船長)

こうした地道な活動により、貴重な日本の漁場と水産資源は守られているのです。



### POINT

#### 沖縄周辺海域における外国漁船の集中取締りを実施

昨年に続き、沖縄周辺海域におけるマグロの盛漁期(平成27年4月から7月末まで)の間、日本の漁業者が外国漁船とトラブルなく安心して操業できるように、漁業取締船と取締航空機を日台民間漁業取決め適用水域周辺海域や八重山周辺海域に重点的に配備し、監視・取締りを強化しています。

文/小野 均 写真/武安弘毅